

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等)について

(諮問第3062号)

<目 次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	4 1
3	審査結果	5 9

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成26年3月26日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 東海 幹夫 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

### 報 告 書 (案)

平成26年1月29日付け諮問第3062号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添2において対応する当委員会の考え方）。
  - (1) NTT東西に対し、平成25年度以降に災害特別損失を計上し、それを平成27年度以降の接続料原価に算入する場合には、接続会計の公表の際に、その設備区分別の内訳についても公表することを要請すること。また、接続事業者の予見性を確保する観点から、災害特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続料改定に係る接続約款の変更認可申請よりも可能な限り早い時期に接続事業者に対し開示することについて検討することを要請すること（考え方1）。
  - (2) NTT東西に対し、料金回収手数料の原価のうち自社のシステム関連費用の実績値については、平成26年度から平成30年度までの算定期間中、毎年度、接続事業者に従来開示されていた情報と同程度の情報を事業者説明会の場等において接続事業者の開示するこ

とを要請すること。また、同期間中、毎年度、接続料の認可申請時まで、業務区分ごとの自社のシステム関連費用の実績値を総務省に報告することを要請すること（考え方11）。

(3) NTT東西に対し、NTTファイナンス株式会社が行う料金業務について、電気通信事業法第33条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせるとともに、毎年度、当該措置の内容を総務省に報告することを要請すること（考え方11）。

(4) NTT東西に対し、光屋内配線加算料及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度中に再計測を行い、その結果を平成27年度以降の光屋内加算料等の算定に用いることを要請すること。また、再計測の結果を踏まえ、作業時間の定期的な再計測の要否を判断し、その結果を平成26年12月末までに総務省に報告することを要請すること（考え方12）。

## 接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
- ・地方特別法人税
- ・法人税
- ・道府県民税
- ・市町村民税
- ・復興特別法人税(2.55%→0%\*)

H26年度  
以降

※ 平成26年3月20日「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立により一年前倒して終了

本件申請においては、復興特別法人税が平成26年度にも適用されることを前提に接続料が算定されているが、平成26年3月20日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立し、復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することが確定したため、平成26年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。



東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)  
(実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等)

## 1. 接続料に係る意見

意 見	再 意 見	当委員会の考え方(案)
意見1 今後新たな災害特別損失が発生する場合、速やかに内訳を開示することを要望。	再意見1	考え方1
<p>○ ■災害特別損失について</p> <p>NTT東日本殿においては、昨年度より繰延べられた災害特別損失が平成26年度接続料に算入されており、適正な負担かどうか総務省殿にて確認されているものと考えますが、今後仮に新たな災害特別損失相当の対象が発生する場合においては、接続事業者も適正性の確認が可能となるよう費用の内訳について速やかに情報公開していただくことを要望します。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 接続料原価に算入する災害特別損失については、接続会計報告の際に設備区別の災害特別損失の内訳を自主的に開示するとともに、接続料算定根拠においても公表するなど、必要に応じて、可能な範囲で情報開示を行っているところです。</p> <p>なお、東日本大震災に伴う災害特別損失は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであり、昨年度及び一昨年度においても接続料原価への算入が認められたものであることから、これを接続料の原価に含めることは適切であるものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ 平成25年度以降に災害特別損失が計上され、それを平成27年度以降の接続料原価に算入する場合には、接続会計の公表の際に、NTT東西がその設備区別の内訳についても公表することが適当である。また、接続事業者の予見性を確保する観点から、接続事業者に対し、災害特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続料改定に係る接続約款の変更認可申請よりも可能な限り早い時期に開示することについて検討することが適当である。(要請)</p>
意見2 乖離額調整により加入光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要。	再意見2	考え方2
<p>○ 今回申請された平成 26 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、それに見合うだけのコスト削減がなされていませんが、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」の結論を踏まえた配賦の見直しが行われたことにより、NTT 東・西ともに前年度に比べ低減しています。</p> <p>一方で、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、日本再興戦略でも、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについて</p>	<p>○ 「本来のコストであれば、引き続きこれまでの低廉化傾向が維持される」とは何を意味しているのか不明ですが、今回申請した加入者光ファイバの接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第4章第2節(3)において適切とされている配賦基準の見直しを反映して算定を行っているものであり、当社としては、適正な原価に基づいて、接続料算定を行っています。</p> <p>したがって、今回の配賦方法の見直しを捉えて、「光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような</p>	<p>○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)における考え方6のとおり。</p>

は、前述のとおりメタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しにより、本来のコストであれば、引き続きこれまでの低廉化傾向が維持されるところ、激変緩和措置を講ずることで、低廉化傾向が維持されている状況となっています。

ドライカップ接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、抑制措置を講ずることは必要と考えますが、一義的には、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申からの要請にあるとおり、NTT 東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は本来取るべきではないと考えます。

また、平成 27 年度以降の接続料については、乖離額調整の影響により光ファイバ接続料が今回申請した料金よりも上昇する可能性があります。乖離額調整の影響により光ファイバ側の接続料が上昇するようなことがあれば、FTTH 市場における競争が後退し、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションにも支障をきたす恐れがあることから、そのような場合は、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要と考えます。

(KDDI)

対応」というご指摘には当たらないものと考えます。

また、ドライカップ接続料の抑制にあたっては、従前からの新規投資の抑制等に加え、業務実施方法の見直しによる設備点検業務や故障修理業務の効率化、開通系システムの改善による事務処理稼働の削減、といった取り組みにより、引き続きアクセス回線に係るコスト削減に努めていく考えです。

しかしながら、こうしたコスト削減努力を前提としても、メタル回線需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。

なお、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第1章においても、「メタル回線については、今回のコストの見直しを実施しても、今後も急激な需要の減少が続く場合には、接続料が上昇となる可能性が高い」とされています。

(NTT東西)

○ 原則、適正な原価に基づき各機能の接続料を算定することが適切であると考えますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書において、配賦方法の見直しを行った結果、加入者光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、影響緩和措置を実施することとされたことから、今回は例外的にメタル回線との間で影響緩和措置を実施したものです。したがって、このような措置は最小限にとどめる必要があり、既に今回の申請において影響緩和措置を行っていることから、基本的にはこれ以上の追加の影響緩和措置を実施すべきではないと考えます。

また、平成27年度以降の接続料において、仮に加入者光ファイバ接続料が前年を上回った場合、メタル回線に追加的な負担を求めるといった影響緩和措置を再度実施することは、関係事業者の理

	<p>解を得ることが困難になると想定されます。</p> <p>したがって、平成27年度以降の接続料において、平成25年度以降に発生する乖離額調整については、今回申請した影響緩和額は変えずに、加入者光ファイバとメタル回線のそれぞれで実施することが適切であると考えています。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)殿の意見に賛同します。</p> <p>乖離額調整額の結果次第では、KDDI 殿のご指摘に加え、平成 27 年度加入光ファイバ接続料が今回申請した料金より低い水準になる可能性もあります。</p> <p>大幅に加入光ファイバ接続料が低廉化した場合は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」といいます。)で整理された見直し結果が適切に反映されるように、緩和措置を縮小してドライカッパ接続料を低廉化させる等、今回申請された緩和措置については、乖離額調整の結果により見直すことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見3 特設公衆電話費用の公衆電話接続料への転嫁は、あくまでも暫定的な対応。ユニバーサル基金による費用負担についても議論することを要望。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 3.特設公衆電話</p> <p>特設公衆電話の費用については、NTT 東西殿と相互接続事業者各社が参加した合同協議等でも申し上げておりますが、災害時等に避難所等で利用するという用途を考えれば、基本的には設置を要望した地方自治体等が負担すべきものであり、接続事業者に費用負担を要請する類のものではないと考えます。</p> <p>弊社共は、特設公衆電話費用の公衆電話接続料</p>	<p>○ ソフトバンクグループを含めた合同協議の報告書においては、「今後、関係事業者間で議論が行われ、事業者間での負担を実現しうる別段の合意が改めて全事業者間でなされない限りは、引き続き、公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法を継続するということで、全事業者の意見が合致した」ところであり、引き続き、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話接続料の原価に含めて算定することは、適切であ</p>	<p>○ 特設公衆電話に係る費用の負担の在り方に関する今回の事業者間の検討は、</p> <p>① 「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」最終取りまとめ(平成23年12月)において、「避難所への特設公衆電話の設置」が「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と位置付けられたことを前提としつつ、</p> <p>② 平成25年3月29日付け当審議会答申</p>

<p>への転嫁はあくまで暫定的な対応という認識であり、自治体等の費用負担や、ユニバーサルサービス基金の充当について議論して頂きたいと考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ると考えます。          なお、同じ合同協議の場で、ソフトバンクグループをはじめとする多くの接続事業者から、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用について、自治体による負担やユニバーサルサービス基金の充当を求めご意見があったことは認識しており、当該協議に関する総務省への報告書(平成25年10月31日)においても、「今後、国において、大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について幅広い議論が行われる際には、総務省等において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を、国や自治体による費用負担、或いは、ユニバーサルサービス基金による費用負担とすることについても、改めてご議論いただきたいと思います。」としています。(NTT東西)</p>	<p>において、「公衆電話の利用者料金のみ」に転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用負担方法について検討することが適当とされたこと等を踏まえて実施されたものであり、          上記検討会の結論を見直すべき特段の事情もないことから、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」との前提を維持して実施したものである。          なお、ユニバーサルサービス制度の在り方については、情報通信審議会における「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」の審議事項の一つとなっている。</p>
<p>意見4 回線管理運営費の平準化を実施すべきか否か、接続事業者の意見を汲み上げる仕組みが必要。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 2.回線管理運営費について          回線管理運営費の平準化について、機能毎の回線管理運営費が大きく異なることから平成26年度の接続料については平準化すべきであると考えます。なお、回線管理運営費は接続事業者のみによって負担される性質であり、今後の各年度の平準化の実施有無について接続事業者間の意見を汲み上げる仕組みを要望いたします。          ファイル連携システム開発費の取扱いについては、かねてより接続事業者が負担すべき必然性や費用対効果について疑義を呈していたものであり今回の申請において接続料原価から控除されたことに賛同いたします。また平成24年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申において第一種指定電気通信設備の回線管理運営費に影響するシステム更改についての要請がなされており、NTT東西において</p>	<p>○ 回線管理運営費については、本来サービス別の原価に基づき料金設定すべきものと考えていますが、平成24年度時点では、各サービス間での料金水準に大きな差が生じていることから、平準化しています。          なお、今後の平準化の実施有無については、各事業者のご意見を踏まえつつ検討していく考えです。(NTT東西)          ○ 接続事業者にご利用いただいている申込受付等に係るシステム開発・更改については、審議会答申(平成24年3月29日)を踏まえ、意見交換会の定期的な開催(半期に1回程度)等、機会を通じて検討中の案件も含めた必要な情報を開示しているところであり、今後もこうした取り組みを継続して</p>	<p>○ 本審議会では、回線管理運営費を含む接続料の変更に伴う接続約款の変更認可申請について、原則として、二度の意見招請手続を実施することとしており、寄せられた意見を踏まえ認可の適否の判断を行っているため、接続事業者にもその機会は既に確保されている。          ○ なお、NTT東西においては、平成25年3月29日付け当審議会答申に示したとおり、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月策定)の趣旨を踏まえ、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な</p>

<p>は今後も徹底される事を希望いたします。 (TOKAI)</p>	<p>いく考えです。 (NTT東西)</p> <p>○ TOKAI 殿の意見に賛同します。 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」においても、「システム開発等に当たっては、その機能や仕様、コスト負担の方法等が一方の当事者によって独自に決定されるべきものではなく、当事者間の協議を踏まえることが望ましい。」と規定されていることを踏まえ、接続事業者の具体的な要望等によらずに開発等に着手することがないよう徹底すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>限り各当事者の意見を聴取することや、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場等を通じ、十分な説明を行うことが適当である。</p>
<p>意見5 中継光ファイバ等について、経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直すことが必要。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ ■ 中継光ファイバ、局内光ファイバの耐用年数について メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数(13年)を超えて利用されているケーブルが多数存在したことがNTT東西殿の調査から明らかになったため、平成25年度より使用実態に近い耐用年数として架空28年、地下36年に見直される結果となりました。 上記の考え方と同様に、光ファイバ(中継光ファイバ、局内光ファイバに係る設備)についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数(架空15年、地下21年)と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。 (NTT東西)</p> <p>○ 光ファイバは、サービス提供されてから数多くの技術革新がなされており、ケーブルの耐久性の向上等が図られていると考えられることから、光ファイバケーブル(中継区間、地下、架空、ドロップ、屋内)等光ファイバに係る設備の耐用年数について、改めて実態調査を行い、その結果を踏まえ見直しを実施すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社(以下「イー・アクセス」といいます。)殿の意見に賛同します。</p>	<p>○ 光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRIC モデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる。</p>

	<p>光ファイバケーブルの耐久性については、NTT東日本殿も自社のホームページ※に、「光ファイバーは耐久性に優れているので半永久的な利用が可能」と記載しています。早急に実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。</p> <p>※ NTT 東日本殿ウェブサイト ひかり LAN (FTTD)  <a href="http://www.ntteast.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavri">http://www.ntteast.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavri</a></p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見6 光屋内配線加算額の算定に用いる光屋内配線の使用年数については、加入光ファイバの分岐端末回線の耐用年数に合わせるべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 光ファイバに係る加算額・各種工事費について 競争事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。</p> <p>今回、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額ともに、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアードアクセス方式で負担する接続料トータルで低廉化が図られているかどうかといった観点から考えることが重要です。</p> <p>したがって、今回申請された平成26年度以降の主端末回線部分の接続料が、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しの影響により微減にとどまっていることを踏まえれば、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることにより、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると思います。</p> <p>また、光ファイバは、サービス提供されてから数多くの技術革新がなされています。例えば、光ファイバ</p>	<p>○ 分岐端末回線及び光屋内配線接続料については、乖離額調整の影響により、一時的な増が発生しているものの、乖離額調整前では、毎年コスト削減努力により、一貫して減少傾向にあります。当社としては、引き続きコスト削減に取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>また、光屋内配線新設に係る工事費等の算定に用いられている工事時間についても、平成21年度に特別調査にて把握したものであり、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新設工事時間に影響を及ぼすような新たな工法の開発等、新設工事に係る環境の変化がないことから、適切なものと考えています。</p> <p>なお、【別添1、2】に記載されている光ケーブルの技術開発については、基本的に随時、光ファイ</p>	<p>○ 光屋内配線加算額の算定に用いる光屋内配線の使用年数については、平成21年度に当時の保守実績等を用いて算出されたものであり、平成21年度以降、使用年数に影響を及ぼす技術開発等の環境の変化等が無いとの理由で、見直しは行われていない。</p> <p>平成22年3月29日付け当審議会答申に示したとおり、基本的に、当該使用年数は常に実態に即した値を用いることが必要である。光屋内配線について光ファイバが壁内に収容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。</p> <p>○ 光屋内配線加算額や光屋内配線工事費の算定に用いる作業時間については考え方12のとおり。</p>

ケーブル技術や作業効率向上のための工法等は、NTT 東・西によって技術開発が進展しており、ケーブルの耐久性の向上や接続工事時間の短縮化等が図られていると考えます。【別添1、2】参照

したがって、光ファイバケーブル(地下、架空、ドロップ、屋内)の耐用年数や工事時間等について、改めて実態調査を行い、その結果を踏まえ見直しを実施すべきと考えます。

＜光屋内配線加算額算定に用いる光屋内配線の平均的な使用年数の見直し＞

光屋内配線の平均的な使用年数(10年)については、平成22年度に当該接続料が初めて設定されたから一度も見直しがなされておりません。

現在、光屋内配線については、宅内への引込線である分岐端末回線と光屋内配線を一本の光ファイバで設置する引き通し形態が主流となっていますが、屋外に設置されている光分岐端末回線の耐用年数が15年となっている一方、宅内に設置されている光屋内配線は10年に設定されたままとなっています。

また、光コンセント化され壁内に光ファイバが収容されるケースが増加することにより、全体の故障率も低減化されていると考えられ、平均的な利用期間も伸びていることが想定されることから、光屋内配線の平均的な使用年数についても見直すことが適当と考えます。具体的には、分岐端末回線から屋内配線まで1本の光ファイバを利用している引き通し形態が主流であることを踏まえると、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線に合せることが自然であり、直ちに

(KDDI)

バ投資額や設備保守業務の効率化等に反映され、接続料水準の低廉化に反映されています。

平成21年度以降に行われた技術開発で光屋内配線の作業時間や市内線路の耐用年数に影響を及ぼす技術開発としては、「隙間配線インドア光ケーブル」(平成23年導入)と、「クマゼミ耐性ドロップ(隔壁無し)」(平成21年導入)が掲げられます。

「隙間配線インドア光ケーブル」については、主に光屋内配線の工事成功率を高めることを目的としており、一般的な配管やエアコンダクト等から配線する工法では対応できない物件に対する特殊な工法であるため、現時点において実績も少ない状況であることから、本技術開発により作業時間を見直す必要性は無いものと考えます。なお、特殊な工法であるため、一般的な配線工法に比べ、作業時間が長延化するケースが多いというのが実情です。

「クマゼミ耐性ドロップ」については、ドロップ部分の耐久性向上に資するものでありますが、比較的新しい技術であり施設数に占める割合も低く、かつドロップ部分であるため架空ケーブル全体に占める割合が低いこと、現時点では導入後の期間が短いため、耐用年数に与える影響を見極めるには、一定程度の期間が必要であることから、現時点で架空ケーブルの耐用年数に与える影響は極めて少ないものと考えています。

(NTT東西)

○ 光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを見直すような技術・環境の変化等が無いことから、現行の平均的な使用期間は適切なものと考えています。

光屋内配線については、建物の構造次第では

宅内に露出するケースもあり、宅内を移動する人や家具等に接触する機会が多いことから、分岐端末回線(ドロップ)と比較して、一般的に故障発生率が高くなっています。

ご指摘の引き通し形態の光屋内配線が故障した場合は、キャビネットを設置して分岐端末回線を固定した上で、光屋内配線部分のみを張替えており、分岐端末回線は引き続き利用することから、引き通し形態だからといって、光屋内配線の平均的な使用期間を分岐端末回線の耐用年数と同一とすることは適当ではありません。

なお、壁内への光ファイバの配線の可否は、各住居の壁内における配管の有無により決まります。したがって、光コンセントを壁面に敷設する場合であっても、壁内に光ファイバを配線できない場合は、光ファイバを壁面に這わせる形態で配線しているので、光コンセント化が進んだとしても必ずしも平均的な使用期間が伸びるものではないと考えます。

(NTT東西)

○ KDDI殿のご意見に賛同します。

メタルケーブルと同様、光ファイバケーブルについても実際の使用年数等について速やかに実態調査を行い、実態との乖離が認められる場合は耐用年数の見直しを行うことが必要と考えます。

(イー・アクセス)

○ KDDI 殿の意見に賛同します。

NTT 東西殿は、「接続約款の変更案への意見に対する再意見－実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定に係る接続約款の措置－」(平成 24 年 3 月 1 日付)において、「光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間については、平成 21 年度に特別調査にて把握したものであ

	<p>り、その時点で光サービス開始後 8 年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新設工事時間に影響を及ぼすような新たな工法の開発等、新設工事に係る環境の変化がない」ことを理由に見直しをしないという方針を示されましたが、総務省殿は考え方 21 において「光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理に係る作業時間については、引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当である。」との考え方を示しており、再計測と作業時間の見直しの実施について言及されています。</p> <p>平成 25 年 8 月 6 日付け日刊工業新聞の「NTT 東 設備保守の生産性向上」と題する記事には、「NTT 東日本が設備保守の生産性向上に力を入れている。2010 年度から光回線機器やケーブル、電柱などの故障修理について、単金化（一つの作業にコストがいくらかかっていたかを明確にすること）し、1 人当たりの業務量の“見える化”を始めた。さらに宅内外に分けていた保守業務を集約し、待機時間を減らして効率的に稼働する体制に切り替えた。12 年度の保守業務の生産性は 10 年度に比べて 1.8 倍向上し、その成果が着々と出てきた。」とあり、効率化により保守作業の時間短縮が進んでいることが伺えます。</p> <p>この記事の内容と、総務省殿の見解を踏まえれば、工事時間等の実態を改めて調査し、適切な工事時間等に見直しを図る必要があると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	---	--

意見7 通信路設定伝送機能については、前年度と比較して、接続料が急激に上昇していることから、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置の適用を検討すべき。	再意見7	考え方7
<p>○ ■接続専用線 通信路設定伝送機能の一部の品目(高速デジタル伝送に係るもの等)及びデータ伝送機能の接続料金について、平成25年度適用料金と比較した場合の平成26年度適用料金は約10%～約30%の大幅な上昇となっています。NTT東西殿の説明(平成26年2月5日に開催された事業者向け説明会での説明)によれば、IP系サービスの需要減による影響とのことではありますが、今後も需要減が想定されること、その結果として接続料上昇による更なる需要減が加速する懸念があるため、上昇抑止策として例えばメタル検討会の報告書にて示された影響緩和措置を用いること等を検討すべきと考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>○ 日本の固定通信市場は、メタル回線を用いている固定電話(NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計)は3,070万回線、ADSLは492万回線(※)と前年同月に比べそれぞれ約9%、約19%減少しており、依然として減少傾向が続いている一方、FTTHは、2,463万回線(※)と前年同月に比べ約6%増加しており、増加傾向が続いています。 (※)「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成25年度第2四半期(9月末))」 このようにメタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、接続料の急激な上昇を回避し、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、ユーザーが新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。 今回申請された実績原価方式に基づく平成26年度接続料のうち、レガシー系サービスに係る接続料</p>	<p>○ 高速デジタル・ATMについては、代替する法人向けデータ伝送サービス等への移行が進んでおり、大幅な需要の減少が今後も続くことが想定されるため、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。仮に、影響緩和措置を実施し、接続料の急激な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行う場合、需要が減少傾向にあることから、調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなります。その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念され、最終的に未回収額を設備構築事業者のみが負担することになることから、このような方策は採るべきではないと考えます。 また、「実際費用方式に基づく平成26年度以降の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(平成25年8月2日総基料第155号)別添1においても、 ① 接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、抑制措置を講ずる必要性が認められること ② 費用又は需要の変動要因が特定可能であり、当該要因が一時的なものであることが判明していること又は今後定常的なものとなることが見込まれること ③ 抑制措置を講ずることにより接続料水準の変</p>	<p>○ 調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置の適用については、機能ごとに、 ① 接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められること。 ② 費用又は需要の変動要因を特定可能であり、当該要因が一時的なものであることが判明しているか、又は今後定常的なものとなることが見込まれること。 ③ 過年度の費用及び需要の推移等を踏まえ、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれること。</p> <p>の基準に照らし、接続料水準に関する接続事業者の予見性を確保する観点等から、必要最小限度とすることが適当である。 平成26年度の通信路設定伝送機能に係る接続料は、需要の減少により、一部品目について前年度と比較して50%以上上昇しているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業者による利用率が高いため、需要が他事業者の利用動向に左右されやすいことに加え、代替性のある法人向けデータ伝送サービス等への移行についても過去のトレンドが不規則であるため、今後の需要動向について合理的な予測を立てることは困難であり、②の要件を満たさないとのNTT東西の再意見における説明に合理性が認められること。</li> <li>・ 通信路設定伝送機能については、需要が減少傾向にあり、恒常的に正の調整額が発生し続</li> </ul>

は、需要が著しく減少していることにより、前年に比べ急激に上昇しています。

専用線をはじめとする接続料の急激な上昇は、ユーザー料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果としてユーザー利便を損ねる懸念があるとともに、競争事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置を講ずる等の対応を行い、急激な上昇を回避する必要があると考えます。

(KDDI)

○ 通信路設定伝送機能について

今回申請された平成 26 年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年と比べると NTT 東日本で 178%、NTT 西日本で 168% (高速デジタル 6M、エコノミー、タイプ1-1、同一 MA 内)と、NTT 東・西共に前年に比べ大幅に上昇し、他の接続料に比べても急激な上昇となっています。

一方では、提供エリアやお客様が現在利用している設備のインターフェースの変更を要する等により、依然として専用線に頼らざるを得ないケースが存在しています。さらに、今回のような接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に大きな影響を与え、ユーザー料金の値上げやユーザーに代替サービスを提供できないまま競争事業者が事業から撤退する事態も想定されます。

そのため、今回認可申請された専用線に係る接続料については、ユーザー利便の確保、事業の安定性・継続性に配慮していただき、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置に基づき、急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。

さらに、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必

動が緩和される見込みであること

といった基準が全て満たされる場合、調整額制度に起因する接続料の過度の変動を抑制するための措置を講ずることが適当との考え方が示されています。高速デジタル・ATMについては、こうした基準に照らしても、以下の観点から今後の需要動向について当社が合理的な予測を立てることは困難であるため、②の要件を満たさないこととなります。

- ・接続回線比率が高く(約80%)、他事業者の回線動向に左右される部分が大きいこと
  - ・代替する法人向けデータ伝送サービス等への移行を含めた過去の需要トレンドが不規則であること
  - ・仮に特定の品目の変動要因が明らかになったとしても、複数のサービスで設備を共用しており、全体としての需要の見通しを立てる必要があること
- 加えて、前述のとおり、需要が減少傾向であり、原価を先送りする等の緩和は、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していき、後年度の変動を拡大させる可能性が高く、③の要件も満たさないこととなります。

なお、ソフトバンクグループが抑制措置適用の根拠として示している内容は、上記の基準に照らして抑制措置を講じることになった場合に、抑制措置の方法を決定するためのパターン分けを掲げているものであり、抑制措置の発動を決定するための基準ではないものと考えます。

(NTT東日本)

○ 高速デジタル・ATMについては、代替する法人向けデータ伝送サービス等への移行が進んでおり、大幅な需要の減少が今後も続くことが想定されるため、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であ

ける傾向があるため、仮に需要の減少による接続料の値上がりを抑制するための措置として、平成26年度接続料の調整額の一部を平成28年度以降の接続料に繰り延べた場合、接続料水準に対する調整額の影響が増大し、接続料水準の変動が大きくなるおそれがあること。

から、抑制措置を講じないこととしているNTT東西の判断には合理性があると認められる。

○ 一方、IP化の進展等に伴って需要が減少するサービスについては、接続事業者から、利用者が代替サービスへと円滑に移行できるような対応を行うことが重要と指摘されていることを踏まえれば、接続事業者の予見性をできる限り高めることが望ましい。

こうした観点から、NTT東西においては、需要が減少するサービスに係る接続料について、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に、接続料算定に用いられる需要に係る情報を接続事業者に開示する等、接続事業者の予見性を高めるための方策について検討することが適当である。

要です。  
(KDDI)

○ 2. 接続専用線等に係る接続料

今回申請された接続専用線等に係る接続料を前年度と比較すると、高速デジタル伝送(デジタルアクセス 1.5Mb/s タイプ 1-1)では、NTT 東日本殿で 41,369 円から 53,881 円(+30.2%)、NTT 西日本殿で 28,600 円から 43,317 円(+51.5%)と大幅な上昇となっている他、ATM 専用(1Mb/s 通常クラス)では、NTT 西日本殿で 54,482 円から 71,444 円(+31.1%)に上昇する等大幅に上昇しており、弊社共接続専用線を利用している事業者にとって経営上大きな影響を受ける水準となっています。

(中略)

なお、これらは検討に時間を要するため、当面の接続料については、調整額による接続料の急激な変動を抑止するために総務省殿が平成 25 年 7 月の第 47 回電気通信事業部会に報告した「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」に規定する抑制措置を適用することが適当と考えます。

平成 26 年 2 月 5 日に行われた NTT 東西殿の接続料金改定の認可申請についての説明会(以下「認可申請説明会」といいます。)では、これら接続専用線等に係る接続料の上昇は需要の急激な減少によるとの説明があり、網使用料算定根拠から、実際に契約回線数が半減している品目があること等が確認できます。これは、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」に規定する接続料の急激な変動が生じる恐れがある場合のうち、「②一時的な要因により需要が大幅に変動する場合」または「④ある算定期間において需要が大幅に変動し、そのまま定常化する場合」のいずれかに該当すると考えられます。

ると考えます。仮に、影響緩和措置を実施し、接続料の急激な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行う場合、需要が減少傾向にあることから、調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなります。その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念され、最終的に未回収額を設備構築事業者のみが負担することになることから、このような方策は採るべきではないと考えます。

また、「実際費用方式に基づく平成26年度以降の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(平成25年8月2日総基料第155号)別添1においても、

- ① 接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、抑制措置を講ずる必要性が認められること
- ② 費用又は需要の変動要因が特定可能であり、当該要因が一時的なものであることが判明していること又は今後定常的なものとなると見込まれること
- ③ 抑制措置を講ずることにより接続料水準の変動が緩和される見込みであること

といった基準が全て満たされる場合、調整額制度に起因する接続料の過度の変動を抑制するための措置を講ずることが適当との考え方が示されています。高速デジタル・ATMについては、こうした基準に照らしても、以下の観点から今後の需要動向について当社が合理的な予測を立てることは困難であるため、②の要件を満たさないこととなります。

<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続回線比率が高く(約90%)、他事業者の回線動向に左右される部分大きいこと</li> <li>・代替する法人向けデータ伝送サービス等への移行を含めた過去の需要トレンドが不規則であること</li> <li>・仮に特定の品目の変動要因が明らかになったとしても、複数のサービスで設備を共用しており、全体としての需要の見通しを立てる必要があること</li> </ul> <p>加えて、前述のとおり、需要が減少傾向であり、原価を先送りする等の緩和は、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していき、後年度の変動を拡大させる可能性が高く、③の要件も満たさないこととなります。</p> <p>なお、ソフトバンクグループが抑制措置適用の根拠として示している内容は、上記の基準に照らして抑制措置を講じることになった場合に、抑制措置の方法を決定するためのパターン分けを掲げているものであり、抑制措置の発動を決定するための基準ではないものと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 各社のご意見に賛同します。</p> <p>接続料の急激な上昇は、事業運営及び利用者料金への影響が懸念される事態となることから、接続事業者にとって予見性が確保されることは非常に重要です。</p> <p>実績原価方式に基づく接続料算定の特性から、NTT東西殿には需要減のサービスにおいて一層のコスト削減に努めていただくこと、あわせて予見性が確保されていない状況から接続料の急激な変動を抑止する措置をとっていただくことも必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 今回申請された平成 26 年度の通信路設定伝</p>	
---	--	--

	<p>送機能の接続料は、前年と比べると、NTT 東・西共に前年に比べ大幅に上昇し、他の接続料に比べても急激な上昇となっています。</p> <p>今回のような接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に大きな影響を与え、ユーザー料金の値上げやユーザーに代替サービスを提供できないまま競争事業者が事業から撤退する事態も想定されます。</p> <p>そのため、今回認可申請された専用線に係る接続料については、ユーザー利便の確保、事業の安定性・継続性に配慮していただき、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置に基づき、急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 接続料の急激な上昇の抑制が必要という各社殿意見に賛同します。</p> <p>弊社共意見書でも述べさせて頂きましたが、今回申請された接続料については、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置を講じるべきと考えます。</p> <p>また、通信路設定伝送機能の一部の品目(高速デジタル伝送に係るもの等)及びデータ伝送機能については、今後も需要減少が継続することが予想されます。これらの縮退するサービスは需要の減少に伴って接続料の上昇が続く構図となっていることから、メタル回線同様に利用者の利便性確保を前提としたコスト負担の在り方について早急に議論を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	---	--

<p>意見8 専用線など需要が低減傾向にある機能の接続料については、接続料を据え置き、需要の減少を食い止める等の措置を講ずるなど接続料設定の考え方そのものを見直す必要がある。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ さらに、接続専用線についてはメタル回線同様に回線数の減少が継続することから、現在の実績原価方式に基づく算定を継続する限り、接続専用線に係る接続料は上昇が続く可能性が高いと考えます。そのような状況において接続料の上昇は更なる需要の減少を招き、需要の減少は更なる接続料の上昇を招くという悪循環に陥ることが想定されます。この悪循環を断ち切るためには、接続料値上げを行わずに据置き、需要(利用者)の減少を食い止める等の措置を行い、このまま需要が減少して接続料が上昇し続けた場合より、NTT 東西殿の採算性を悪化させないといった発想の転換も必要と考えます。</p> <p>上述の通り、需要が逡減傾向にあるサービスの接続料については、接続料の設定の考え方そのものから見直す必要があると考えますが、料金を据置いた場合の最終的なコスト負担の在り方を検討する場合には、移行先サービスのネットワークも含めた算定方法の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		<p>○ 接続約款に定められる接続料は、第一種指定電気通信設備と接続を行う電気通信事業者のサービスに不要な機能についてまで当該事業者が負担することのないよう、また、その結果として当該事業者の利用者に負担が転嫁されることのないよう、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項に基づき、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に定める機能ごとに定めることとされている。また、接続料は能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとするのが求められており、具体的には、接続料規則第14条において、各機能の接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めることが原則とされている。</p> <p>この原則を変えて、需要が減少傾向にある機能の接続料を据え置くべきとの意見については、接続料を据え置き、当該機能を利用する事業者の負担を軽減することとすれば、機能を利用しない他の事業者に負担が転嫁されることになるため、基本的には適当ではないと考えられる。</p> <p>また、あるサービスから別のサービスへと需要が移行する場合、移行先のサービスのネットワークも含めて、移行元のサービスに係る接続料を算定すべきとの意見については、接続料を機能ごとに定めることとしている上記趣旨に鑑み、基本的には適当ではないと考えられる。</p>
<p>意見9 専用線サービスについては、スタックテストの対象とすべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>

<p>○ 2. 接続専用線等に係る接続料</p> <p>今回申請された接続専用線等に係る接続料を前年度と比較すると、高速デジタル伝送(デジタルアクセス 1.5Mb/s タイプ 1-1)では、NTT 東日本殿で 41,369 円から 53,881 円(+30.2%)、NTT 西日本殿で 28,600 円から 43,317 円(+51.5%)と大幅な上昇となっている他、ATM 専用(1Mb/s 通常クラス)では、NTT 西日本殿で 54,482 円から 71,444 円(+31.1%)に上昇する等大幅に上昇しており、弊社共接続専用線を利用している事業者にとって経営上大きな影響を受ける水準となっています。(以上再掲)</p> <p>これら 30%を超える接続料の上昇をもたらす環境の変化は、接続料だけでなく利用者料金にも影響を与えるものと想定されます。接続料と利用者料金の関係は、通常スタックテストにより検証されますが、接続専用線については現在スタックテストの検証対象外となっています。よって、接続専用線についてスタックテストによる検証項目に追加し、接続料と利用者料金の関係についての検証を行うべきであると考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ スタックテストの運用に関するガイドラインにおいて、スタックテストの検証対象はサービスの代替性等を考慮して設定することとされており、専用サービスについては、法人系データ伝送サービス等への移行が進み、利用者には及ぼす影響の度合いが低下していることを踏まえて、平成20年度より検証対象から除外されています。当時と比較して、現時点では法人系データ伝送サービス等への移行は更に進展し、利用者には及ぼす影響の度合いが一段と低下していることを踏まえると、専用サービスをスタックテストの検証対象に追加する必要はないものと考えます。(NTT東西)</p>	<p>○ スタックテストは、接続料水準が接続料設定事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること(接続料規則第14条第4項)を確認するために実施するものであり、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月策定)では、その対象範囲を、①新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス、②接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス、③将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定することとしている。</p> <p>専用サービスについては、利用者の影響に及ぼす度合いが低くなったことを理由に特定電気通信役務の対象から外れたこと等を踏まえ、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下したと考えられたことから、平成20年度以降はスタックテストの対象から外された経緯がある。</p> <p>現時点では、上記の状況に変化はなく、また、専用サービスに利用される機能に係る接続料の算定方法に変更はないことから、平成26年度接続料に係るスタックテストにおいて、専用サービスを検証の対象とする必要はないものと考えられる。</p>
<p>意見10 番号案内サービス接続機能については、調整額が大幅に増加していることから、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置の適用を検討すべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ 番号案内機能について</p> <p>今回申請された平成26年度の番号案内機能接続料は、NTT 東日本で 121 円(前年比+26 円、127.4%)、NTT 西日本で 103 円(前年比+18 円、121.2%)と急激な上昇となっています。</p> <p>当該機能について、急激な需要の減少により調整</p>	<p>○ 番号案内接続機能については、スマートフォンに代表される代替検索手段の発達が著しく、大幅な需要の減少が今後も続くことが想定されるため、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。仮に、影響緩和措置を実施し、接続料の急激</p>	<p>○ 調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置の適用については、機能ごとに、</p> <p>① 接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められること。</p>

<p>額が大幅に増加していることから、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置に基づき急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行う場合、需要が減少傾向にあることから、調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなります。その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念され、最終的に未回収額を設備構築事業者のみが負担することになることから、このような方策は採るべきではないと考えます。</p> <p>また、「実際費用方式に基づく平成26年度以降の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(平成25年8月2日総基料第155号)別添1においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、抑制措置を講ずる必要性が認められること</li> <li>② 費用又は需要の変動要因が特定可能であり、当該要因が一時的なものであることが判明していること又は今後定常的なものとなる見込まれること</li> <li>③ 抑制措置を講ずることにより接続料水準の変動が緩和される見込みであること</li> </ul> <p>といった基準が全て満たされる場合、調整額制度に起因する接続料の過度の変動を抑制するための措置を講ずることが適当との考え方が示されています。番号案内接続機能については、こうした基準に照らしても、以下の観点から今後の需要動向について当社が合理的な予測を立てることは困難であるため、②の要件を満たさないこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン等が当該機能を代替していると考えられること</li> <li>・過去の需要トレンドが不規則であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 費用又は需要の変動要因を特定可能であり、当該要因が一時的なものであることが判明しているか、又は今後定常的なものとなる見込まれること。</li> <li>③ 過年度の費用及び需要の推移等を踏まえ、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれること。</li> </ul> <p>の基準に照らし、抑制措置の適用を必要最小限とすることが適当である。</p> <p>番号案内サービス接続機能の平成26年度接続料の算定に用いる平成24年度の需要については、前年度に比べ、NTT東日本で19.3%の減少、NTT西日本で16.9%の減少となっている。過去5年の需要の推移をみると、NTT東西ともに、年10%～17%程度減少しており、今後も同様に需要が減少し、次年度以降も正の調整額が発生することが想定される。</p> <p>需要が減少傾向にあり、恒常的に正の調整額が発生し続ける傾向がある当該機能について、仮に需要の減少による接続料の値上りを抑制するための措置として、平成26年度接続料の調整額の一部を平成28年度以降の接続料に繰り延べた場合、平成28年度以降の接続料水準に対する調整額の影響が増大し、接続料水準の変動が大きくなる恐れがあることから、平成26年度接続料の算定において、抑制措置を適用しないこととするNTT東西の判断には合理性があると認められる。</p> <p>○ 一方、IP化の進展等に伴って需要が減少するサービスについては、接続事業者から、利用者が代替サービスへと円滑に移行できるような対応を行うことが重要と指摘されていることを踏まえれば、接続事業者の予見性をできる限り高めることが望ましい。</p>
--	---	--

	<p>加えて、前述のとおり、需要が減少傾向であり、原価を先送りする等の緩和は、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していき、後年度の変動を拡大させる可能性が高く、③の要件も満たさないこととなります。 (NTT東西)</p>	<p>こうした観点から、NTT東西においては、需要が減少するサービスに係る接続料について、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に、接続料算定に用いられる需要に係る情報を接続事業者に開示する等、接続事業者の予見性を高めるための方策について検討することが適当である。</p>
--	---	---

## 2. 工事費・手続費等に係る意見

意見	再意見	当委員会の考え方(案)																											
<p>意見11 料金回収手続費等については、NTT東西がNTTファイナンスに料金債権を譲渡したことにより追加的に発生した費用を、接続事業者が本来負担すべきかどうか検証が可能となるよう、システム開発費に関する情報等を開示すべき。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>																											
<p>○ ■ 料金回収手続費</p> <p>平成24年7月にNTT東西殿からNTTファイナンス殿へ料金債権が譲渡され、それまでNTT東西殿で実施していた利用者への料金請求や回収業務をNTTファイナンス殿へ移管したことにより、料金回収手続費の原価が大幅に上昇しています。</p> <table border="1" data-bbox="163 901 779 1007"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(単位：億円)</th> <th colspan="3">NTT東日本</th> <th colspan="3">NTT西日本</th> </tr> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>増減</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振込手数料等</td> <td>61</td> <td>103</td> <td>+52 (+102%)</td> <td>57</td> <td>96</td> <td>+39 (+68%)</td> </tr> <tr> <td>システム関連費用</td> <td>75</td> <td>108</td> <td>+33 (+44%)</td> <td>55</td> <td>95</td> <td>+40 (+73%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※NTT東西殿により平成26年2月5日に開催された事業者向け説明会資料より抜粋</p> <p>また、システム関連費用については、NTT東西殿の説明会資料にて平成30年度までの予測金額として、NTT東西殿それぞれで毎年度100億円規模の費用が見込まれるものとなっており、単純にシステム関連費用として手続費の原価とされるには看過できない規模と考えます。</p> <p>これらのスキーム変更による大幅な費用増については接続事業者としては理解しがたく、少なくともシステム関連費用の内訳の詳細(特にNTTファイナンス</p>	(単位：億円)	NTT東日本			NTT西日本			平成23年度	平成24年度	増減	平成23年度	平成24年度	増減	振込手数料等	61	103	+52 (+102%)	57	96	+39 (+68%)	システム関連費用	75	108	+33 (+44%)	55	95	+40 (+73%)	<p>○ NTTファイナンスへの料金業務の移管は、「おまとめ請求」の推進によるコスト削減や、業務の効率化を見込んで実施したものであり、中長期的にはコスト削減が図られ、その便益は料金回収を依頼する接続事業者も享受することになります。ただし、料金業務の移管に伴う一時的な費用増(システム費用等)が発生するため、認可申請にあたっては中長期的なコスト削減を織り込むことが可能な将来原価方式にて算定を実施しています。</p> <p>したがって、具体的なコスト削減効果については、外生的なコスト増の要因である振込手数料等の増加を除き、H27年度コスト(調整後)が料金業務の移管前のコストを下回る見通しであり、そのコスト削減効果は接続事業者も享受することとなります。</p> <p>振込手数料等については、料金業務の移管との関連性はなく、料金業務の移管の検討以前より長年に渡って金融機関等から見直しを強く要望されていたものであり、当社としてもその水準の妥当性を確認した上で見直し要請を受諾したものです。</p>	<p>○ 料金回収手続費の原価については、平成24年7月にNTTグループの料金業務の一元化施策の一環として、NTT東西からNTTファイナンス株式会社へ料金債権が譲渡されたことに伴い、NTT東日本においても、NTT西日本においても、平成24年度のシステム関連費用が前年度を大幅に上回っている。</p> <p>今回申請のあった平成26年度から平成30年度までの当該手続費については、料金業務の一元化等による効率化率を加味した将来原価方式により算定されており、平成24年度実績に基づき算定した場合に比べ、概ね低廉な料金となっている。</p> <p>他方、NTTファイナンス株式会社に料金債権を譲渡したことにより追加的に発生したコストの適正性を明確にすべきとの意見が接続事業者から示されたことを踏まえ、NTT東西においては、料金回収手続費の原価のうち、業務区分ごとの自社のシステム関連費用の実績値について、平成26年度から平成30年度までの算定期間中、毎年度、接続料の認可申請時までに総務省に報告することが</p>
(単位：億円)		NTT東日本			NTT西日本																								
	平成23年度	平成24年度	増減	平成23年度	平成24年度	増減																							
振込手数料等	61	103	+52 (+102%)	57	96	+39 (+68%)																							
システム関連費用	75	108	+33 (+44%)	55	95	+40 (+73%)																							

殿のシステム改修費用が含まれていないか、そのシステム連携に係るNTT東西殿のシステム改修費用の有無と内訳等)及び、振込手数料等の大幅な費用増の要因については、接続事業者が本来負担すべき費用かどうかの適正性の検証が可能となるよう、NTT東西殿は詳細な情報を開示すべきと考えます。

(イー・アクセス)

○ 料金回収手数料等について

今回申請された NTT 東・西が接続事業者の利用者料金の請求及び回収等を行う場合の手続費について、平成 24 年 7 月に NTT 東・西から NTT ファイナンスへ料金債権が譲渡されたことに伴い、NTT ファイナンスにおいて料金請求・収納等に係るシステム開発が行われ、当該システム開発費用等が当該接続料原価に算入されたことにより、大幅に上昇しています。

今回申請された接続料算定の仕組みは、NTT グループ間での取引が存在しており、例えば、NTT ファイナンスが NTT 東・西に対して高い手数料率を設定した場合、NTT ファイナンス自身の収益を高めることが可能であり、グループ間で利益やコストの調整が行われる可能性があります。さらに、NTT 東・西は、NTT ファイナンスに支払った手数料やシステム開発コスト等グループ間取引に係るコストを接続事業者から回収できる形となっていることから、最終的に接続事業者がコストを負担することになり、NTT グループだけがメリットを享受するものとなっています。

今回の手続費の上昇の理由の 1 つとして、NTT 東・西からは、主に金融機関の振込手数料等の値上げによるもので振込手数料等を除けばむしろコストは減少しているとの説明がりましたが、金融機関の手数料が、NTT 東・西が料金回収手続きを行っていた時と比べ、NTT ファイナンスの方が高額になっているのであれば、上述のとおり、NTT ファイナンスに業務

なお、振込手数料等に係る具体的な手数料水準については、各金融機関との守秘義務を前提に決められているものであり、開示致しかねます。

(NTT東西)

○ 料金業務の移管によって、基本的に、当社の自社システムでは、通話データの事業者・事業者毎の管理、蓄積したデータに基づく請求料金の計算、及び請求料金の内訳項目毎のシステム上への表示等を行い、NTTファイナンスのシステムでは、当社からNTTファイナンスへ譲渡した債権の請求情報に基づき請求書を発行し、収納等の管理を行うこととなっており、これらは接続事業者の料金を回収する上で必要なものです。

後者のシステムは料金業務の移管に伴い新たに構築したことから、料金業務の移管当初は一時的にシステムコストが増加しますが、「おまとめ請求」の推進や業務の効率化によるコスト削減には、新たに構築したシステムの利用が必須となります。料金業務の移管は、こうした一時的なシステムコストの増加を、中長期的には、「おまとめ請求」の推進や業務の効率化によるコスト削減効果が上回ることを見込んで実施したものです。

実際に、今回申請したコストの見通しにおいても、外生的なコスト増の要因である振込手数料等の増加を除き、H27年度以降のコスト(調整後)は料金業務の移管前のコストを下回っており、その便益は料金回収を依頼する接続事業者も享受することになります。

したがって、システムコストも含めてご負担いただくことが適切であると考えます。

料金業務に係るシステムは、利用部門及びNTTファイナンスが保有しているものであり、その開発費用の内訳については経営情報にあたることから、詳細について具体的な情報を開示することは

適当である。

また、本件申請に付された算定根拠においては、NTTファイナンス株式会社のシステム関連費用と自社のシステム関連費用の合計額が記載されているが、自社のシステム関連費用の実績値については、接続事業者に従来開示されていた情報と同程度の情報が、事業者説明会の場等において接続事業者が開示されることが適当である。

(要請)

○ NTTファイナンス株式会社が行う料金業務については、その費用がNTT東西の設定する一部の手続費の原価に算入されているため、法令上、手続費が能率的な経営における適正な原価に照らし公正妥当な金額を設定することが求められている。この点について、NTT ファイナンス株式会社へと料金債権が譲渡されたこと等に伴って、料金回収手数料が従前と比較して結果的に上昇することとなった事実を踏まえ、料金業務の一層の効率化を通じ、料金回収手数料にもその成果を反映することができるよう努力することが適当である。こうした趣旨を確保する観点から、NTT東西においては、電気通信事業法第33条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせるとともに、毎年度、当該措置の内容を総務省に報告することが適当である。(要請)

を移行したことに伴う増加コストを接続事業者に転嫁していると言わざるを得ません。

したがって、システム開発費用を含むグループ間取引に係るコストや設定される手数料率、振込手数料等、NTT ファイナンスに業務を移行したことにより追加的に発生したコストが NTT 東・西が行っていた時と比べどのように変化したのか、また当該コストが適正か否か明確にする必要があると考えます。

(KDDI)

#### ○ 4.料金回収手数料

今回申請された料金回収手数料は、債権譲受手数料の通信ごとのデータ蓄積～請求～回収を NTT 東西殿が行う場合の料率について、前年度と比較すると、NTT 東日本殿で 4.4%から 5.6%(+27.3%)、NTT 西日本殿で 4.9%から 5.7%(+16.3%)に上昇し、また料金回収代行手数料について NTT 東日本殿で 26.66 円から 39.76 円(+49.1%)、NTT 西日本殿で 29.52 円から 39.63 円(+34.2%)に上昇する等、大幅な上昇となっています。その主な要因は、システム開発費について NTT 東日本殿で 75 億円から 108 億円(+44.0%)、NTT 西日本殿で 55 億円から 95 億円(+72.7%)に上昇した他、金融機関振込手数料についても NTT 東日本殿で 51 億円から 103 億円(+102.0%)、NTT 西日本殿で 57 億円から 96 億円(+68.4%)に上昇したことによるものです。

これらシステム開発費及び金融機関振込手数料の上昇は NTT 東西殿をはじめとしたグループ会社の料金請求、回収を NTT ファイナンス株式会社殿(以下「NTT ファイナンス殿」といいます。)に統合(以下「統合請求」といいます。)したことに起因します。この統合請求については、平成 24 年 2 月に接続事業者 65 社及び 1 団体が、競争環境や NTT の組織の在り方に係る問題があるとして反対し、要望書を提出しています。接続事業者の反対を押し切り、「業務の品質向

出来ません。

振込手数料等については、料金業務の移管との関連性はなく、料金業務の移管の検討以前より長年に渡って金融機関等から見直しを強く要望されていたものであり、当社としてもその水準の妥当性を確認した上で見直し要請を受諾したものです。

なお、振込手数料等に係る具体的な手数料水準については、各金融機関との守秘義務を前提に決められているものであり、開示致しかねます。

(NTT東西)

#### ○ 各社のご意見に賛同します。

NTTファイナンス殿を介したグループ内取引の状況が不透明であることから、コスト負担の適正性が検証できるようNTT東西殿は速やかに情報開示すべきと考えます。

(イー・アクセス)

#### ○ 今回申請された料金回収手数料は、NTT 東・西の料金請求業務等を NTT ファイナンスに業務を移行したことに伴い接続料原価が大幅に増加し、接続料が急激に上昇しています。

NTT 東・西によると、業務移行に伴いシステム関連費用や金融機関振込手数料等コストが増加した影響とのことですが、当該移行に伴うコストがどれだけ発生しようとも、最終的には接続料という形で接続事業者が負担することになり、NTT グループだけがメリットを享受する形となっています。さらに、NTT グループ間取引が新たに発生する構造となっており、NTT グループ間で不当な内部相互補助が行われる懸念があると考えます。

したがって、総務省においては、システム開発費用を含むグループ間取引に係るコストや NTT ファイナンスに業務を移行したことにより追加的に発生したコストが NTT 東・西が行っていた時と比べどの

<p>上と効率化」等を理由に統合請求を強行したにも係らず、金融機関手数料を含めた全体的な費用の効率化には寄与していません。また、接続事業者には何ら便益がないことから、これら増分費用については、接続事業者が負担すべきものではありません。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ように変化したのか、当該コストの適正性や接続事業者が応分に負担すべきコストか否かを接続委員会等の場において検証するとともに、NTT 東・西においては接続事業者に対して説明することが必要と考えます。 (KDDI)</p> <p>○ コストの適正性を検証できるよう東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下併せて「NTT 東西」といいます。)殿は情報開示すべきとの各社殿意見に賛同します。 NTT 東西殿をはじめとしたグループ会社の料金請求、回収業務を NTT ファイナンス株式会社殿に移行したことにより、どのようなコスト構造の変化が生じたのかを接続事業者が検証できるよう、NTT 東西殿による情報開示が必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見12 光屋内配線加算料の算定に用いる故障修理時間や、光屋内配線工事費等の算定に用いる工事時間について、直近の工事实態を反映するために再計測を実施し、作業時間の見直しを行うべき。また、定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ &lt;光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や光屋内配線工事費等の算定に用いる工事時間について&gt; 光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間(3.1時間)や光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間(2.467時間)については、NTT 東・西によると、平成21年度に実施した特別調査により把握したものとことですが、平成22年度に当該接続料が初めて設定されてからこれまで一度も見直しが実施されておられません。光ファイバケーブル</p>	<p>○ 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間及び光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、適正であるものと考えています。 なお、【別添3】でご指摘の、曲げに強く取り扱いやすい光ファイバについて、工事時間の短縮化に</p>	<p>○ 光屋内配線加算料や光屋内配線工事費の算定に用いる作業時間については、本件申請において、①平成21年度の特別調査の際には既に十分な技術習熟が進んでいたこと②特別調査以降新たな工法の開発など環境の変化がないことから、昨年度と同様、平成21年度の特別調査により把握された時間が用いられている。 この作業時間については、引き通し形態の光屋内配線が普及してきたこと等に加え、平成21年度の特別調査から約5年が経過しており、技</p>

は、これまでは曲げに弱く工事に時間を要していたものと想定されますが、技術開発により、曲げに強く、取り扱いやすい光ファイバケーブルの導入や、壁などに穴を開けずに、窓やドアの隙間スペースを利用した光配線を可能とする隙間配線インドア光ケーブルの開発、導入等がなされており、当然にして工事時間の短縮が図られているものと考えます。【別添 3、4】参照】

さらに、NTT 東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアアクセスが展開されてから時間が経過しており、技術習熟や作業合理化がなされているとともに、分岐端末回線と光屋内配線を一本の光ファイバで設置する引き通し形態の一般化や光コンセントの開発、導入により、これまで以上に簡単に短時間で配線を行うことができていると考えます。

また、NTT 東・西自身にとっても工事時間の短縮はコスト削減につながり、事業運営上必ず実施しているものと考えます。現に、フレッツ光の受付オーダー処理時間は、平成 17 年 7 月時点は、150 分であったところ、平成 22 年 1 月時点では、61 分と 5 年間で約 6 割の作業効率化が図られている（NTT 東日本「平成 22 年度の事業計画について」（平成 22 年 3 月 1 日））ことに鑑みれば、接続事業者の申込みに係るオーダー処理時間についても同様に効率化が図られているものと考えます。【別添 5】参照】

これらを踏まえると、当該時間は短縮していると考えることが合理的であり、NTT 東・西においては、作業環境の変化がないと断定せず、直近の工事実態を反映するために再計測を実施し、作業時間の見直しを行うべきと考えます。

また、新しい技術開発が行われた場合には、速やかに再計測を実施し、接続料算定に用いる工事時間に反映するとともに、新しい技術開発がない場合においても、定期的に再計測を実施し、工事実態を確認、反映できる形にすることで、NTT 東・西及び接続事業

影響しているのご指摘をいただいておりますが、「空孔アシスト型光ファイバ」については平成 21 年度の特別調査以前に導入されており、これによる影響は現在の工事時間に織り込まれているものと考えます。「曲げフリー光ファイバコード」については光コンセントから ONU までの区間で採用されており、光屋内配線工事等の範囲外であることから、ご指摘にはあたらないものと考えています。

【別添 4】の「隙間配線インドア光ケーブル」については、主に光屋内配線の工事成功率を高めることを目的としており、一般的な配管やエアコンダクト等から配線する工法では対応できない物件に対する特殊な工法であるため、現時点において実績も少ない状況であることから、本技術開発により作業時間を見直す必要性は無いものと考えます。なお、特殊な工法であるため、一般的な配線工法に比べ、作業時間が長延化するケースが多いというのが実情です。

【別添 5】に関して、フレッツ光の受付オーダー処理時間の短縮と同様に、接続事業者の申込みに係るオーダー処理時間についても効率化が図られているのご指摘をいただいておりますが、【別添 5】では、利用部門において、お客様からフレッツ光のオーダーを受け付けてからシステム投入を完了するまでの時間の短縮が掲げられています。この時間短縮は、受付システムの統合により、サービス毎に個別にオーダー投入していたものが一本化されたことで実現されたものであり、光屋内配線工事のオーダー処理に対応する工程については、導入当初から効率的な方法で実施しているため、光屋内配線工事等の作業時間の短縮とは関係の無いものと考えます。

(NTT 東西)

術習熟が一層進んでいる可能性があることから、平成 26 年度中に再計測を行い、その結果を用いて、平成 27 年度以降の光屋内配線加算料等が算定されることが適当である。

○ また、定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要との意見については、NTT 東西において、再計測の結果を踏まえ、要否を判断し、その結果を平成 26 年 12 月末までに総務省に報告することが適当である。

なお、接続事業者の意見の本質は、技術の習熟等が進展しているにもかかわらず、実態が接続料の算定に反映されていないのではないかと問題提起するものであるところ、NTT 東西において検討した結果、定期的な作業時間の再計測を実施しないと判断した場合には、各事業年度の光屋内配線加算料等について、どのタイミングで、どのような基準に基づき作業時間の再計測の要否を判断するのかを明らかにするとともに、適時の機会を捉えて接続事業者に説明することが適当である。(要請)

<p>者双方において、見直しの実施に係る予見性が確保されることから、例えば、3年毎に再計測を実施する等、予め実施期間を定めて定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要と考えます。 (KDDI)</p>		
--	--	--

### 3. その他

意見	再意見	当委員会の考え方(案)
<p>意見13 平成27年度以降の加入光ファイバの接続料の水準について、接続事業者の予見可能性を担保するための情報開示が必要。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ ■接続料の予見性確保について 今後の更なる予見性の確保に向けた取り組みとして、NTT東西殿には加入光ファイバの調整額を含めた接続料水準の早期開示を要望します。これは、本年度より実施されたメタル回線コストに係る情報開示(10月末)によりメタル回線の接続料水準は見通しが立つ状況にあったものの、光ファイバ接続料における影響緩和措置についての詳細(措置の発動有無、算定方法、影響額等)が認可申請前に開示されなかったため、メタル回線接続料に与える影響を接続事業者が事前に把握できなかったことが課題であると考えます。従って、平成27年度以降の接続料については、毎年10月末に行われるメタル回線コストに係る情報開示にて、加入光ファイバの接続料の水準、及び乖離額調整、影響緩和措置の影響額等の情報をNTT東西殿に開示いただく等、接続事業者の予見可能性を担保するスキームの構築が必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>○ 今回のように加入者光ファイバの接続料を将来原価方式で算定する場合においては、直近の実績等を踏まえて需要及びコスト等を認可申請直前まで検討しており、加入者光ファイバの接続料水準や、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき実施した加入者光ファイバとメタル回線との影響緩和措置に係る情報について、認可申請より以前に開示することは難しいと考えています。 メタル回線に係る実績原価や稼働回線数等については10月末に情報開示をしていますが、その時期には、次年度の接続料申請に向けて加入者光ファイバも含め多数の接続料の算定を実施しているところであり、こうした算定に係る稼働が膨大であることから、同時期に同様の情報を開示することは極めて困難です。 なお、メタル回線に係る予見性確保という観点からすれば、今回申請した加入者光ファイバとメタル回線との間の影響緩和額は変えずに、それぞれで乖離額調整を実施することが適切であると考えており、加入者光ファイバの情報が無いとメタル回線に係る予見性が確保されないということにはならないと考えます。</p>	<p>○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)における考え方10のとおり。</p>

	<p>(NTT東西)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料については、3年間の将来原価方式で算定されていると同時に、今回も特例で乖離額調整制度の適用を求める認可申請が行われています。</p> <p>本来、将来原価方式では乖離額調整制度は認められているものではありませんが、仮に今回も乖離額調整制度が特例で認められた場合、平成27年度以降の加入光ファイバ接続料については、乖離額調整により接続料が変動することになり予見性を確保することが困難になります。</p> <p>したがって、平成27年度以降の加入光ファイバ接続料についても、ドライカッパ接続料に係る情報開示と併せて、加入光ファイバ接続料の算定に必要な情報を開示すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社のご意見に賛同いたします。NTT東西が接続料の認可申請に先立ってメタル回線のコストに係る情報開示を行う事は接続料における予見性を高める効果がありますが、急激な変動を抑制するための措置や影響緩和措置の影響についての情報も、合わせて開示いただく事を希望いたします。</p> <p>(TOKAI)</p>	
<p>意見14 接続料原価が適切なものとなっているかを厳格に検証した上で認可することを要望。</p>	<p>再意見14</p>	<p>考え方14</p>
<p>○ 実績原価方式に基づく接続料算定では、乖離額調整含め過去の実績原価のすべてを接続料原価として回収することが可能となっているため、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。))において、コスト削減インセンティブが働き難いと</p>	<p>○ コスト削減の効果は当社の業績に直接反映されること、また、接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっており、当社としては今後もコスト削減努力を行っていく考えです。</p> <p>なお、これまでも接続料の認可にあたり、必要に応じて総務省審議会に対しては経営情報も含めて</p>	<p>○ 接続料の認可に当たっては、総務省において、電気通信事業法に基づき、機能ごとの接続料が、能率的な経営の下における原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであるかについて審査するとともに、意見招請手続や当審議会における審議等の手続を通じ、接続料に係る適</p>

<p>考えられます。そのため、接続料原価として適切なものとなっているかを厳格に検証して頂いた上で、認可して頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>必要な情報について報告していることから、接続料の適正性については十分な検証を受けているものと考えています。 (NTT東西)</p>	<p>正性の確保を行っているところである。</p>
<p>意見15 メタル回線のコスト負担の在り方について、今後、十分な議論が必要。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>
<p>○ メタル回線のコストの在り方に関する検討会(以下、「メタル検討会」とする)報告書に基づき、平成26年度のメタル回線に係る接続料については「施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法」の見直しにより一定程度の上昇抑止が図られており、接続事業者が懸念していた上昇傾向は一旦回避された状況にあります。</p> <p>しかしながら、メタル回線を利用したサービスを提供している接続事業者としては、サービス需要が減少する状況においても既存利用者に対する事業継続性を担保することは極めて重要な課題であり、現状においてもADSLが唯一のブロードバンド手段となっている地域が存在することや、料金面からも低価格であることの利用者利便性は依然として大きいことから、少なくともここ数年で光ファイバ回線がメタル回線の完全な代替性を満たす状況にはないことは、改めてご理解いただく必要があると考えます。</p> <p>そのため、今後のマイグレーションを見越した対応を検討する上でも、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」とする)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」とする)(以下、NTT東日本殿及びNTT西日本殿を「NTT東西殿」とする)には、まずは直面している課題であるADSL設備のマイグレーションに係るコロケーションルールの改善に向けた取り組みを推進していただきたいと考えます。加えて、今後のアクセス網の扱いについても速やかにご提示いただき、本年予定されている包括的検証においてメタル回線の在り方についても包括的な</p>	<p>○ 当社としては、従前からの新規投資の抑制等に加え、業務実施方法の見直しによる設備点検業務や故障修理業務の効率化、開通系システムの改善による事務処理稼働の削減、といった取り組みにより、引き続きアクセス回線に係るコスト削減に努めていく考えです。</p> <p>しかしながら、こうしたコスト削減努力を前提としても、メタル回線需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>需要が、いつどの程度減少するかは、サービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の事業展開等、様々な要素の影響を受けることから、当社においても今後の接続料水準等を見通すことは困難であり、当社を含め各社は、こうした先々の見通しが不透明な状況の中で事業運営を行っていくことになることについて、ご理解いただきたいと考えます。</p> <p>また、今回申請した加入者光ファイバの接続料及びドライカッパ接続料は、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第4章第2節(3)において適切とされている配賦基準の見直しを反映したのですが、これは、料金水準のコントロールを目的としたものではなく、適正なコスト把握の観点から配賦基準の適正化を目的としたものです。本来、接続料は適正な原価に基づいて算定されるものであり、料金水準を見て原価を調整し、接続料を設定するという考え方は不適切であると考えます。</p>	<p>○ メタル回線のコスト負担の在り方については、平成24年11月から平成25年5月まで総務省で開催した「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、更なる適正化及び予見可能性の向上に向けたコストの検証等が行われ、その報告書では、接続料を算定する際に用いられる原価について、メタル回線と光ファイバ回線との間のコスト配賦方法の見直し等が提言された。この報告書を踏まえNTT東西における接続会計が見直された結果、ドライカッパの接続料は前年に比べ、低減することが見込まれたところ(NTT東日本:1,357円⇒1,287円(▲70円)、NTT西日本:1,391円⇒1,334円(▲57円))である。</p> <p>メタル回線のコスト負担の在り方についての今後の検討に関する意見については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当である。</p>

ご議論を行っていただくべきと考えます。  
(イー・アクセス)

○ 1. メタル回線に係る接続料について

平成 26 年度接続料では、平成 25 年 5 月に公表された「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(以下、「メタルコスト検討会報告書」といいます。)において適当とされた電柱・土木設備に係る施設保全費の配賦方法見直しが適用された結果、メタル回線に係る接続料は上昇が回避されました。また、平成 27 年度接続料では、ケーブル保守に係る施設保全費の配賦見直し、及びメタルケーブル等の耐用年数見直しが予定されており、少なくとも平成 27 年度まではメタル回線に係る接続料の上昇は抑制されるものと考えられます。

ただし、配賦変更が一段落する平成 28 年度以降は、稼働回線数の減少がコスト削減量を上回り、またメタル回線に係る接続料が上昇していくものと想定されます。そのため、稼働回線数が減少し続けるサービスの接続料原価や接続料の算定方法のあるべき姿等について、移行先のサービスのネットワークを含めたアクセス網全体でご議論して頂きたいと考えます。

その議論のために、まずは NTT 東西殿よりメタル回線に対するコスト削減等の効率化の取組み、今後の接続料水準の見直し等をご提示頂くことが必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 1. ドライカッパ及びラインシェアリングの接続料について

今回、NTT 東西より申請された平成 26 年度接続料は、平成 25 年 5 月の「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下、メタル検討会)の提言が

なお、イー・アクセスの「ADSL設備のマイグレーションに係るコロケーションルールの改善」要望については、現在協議中であり、引き続き、真摯に対応させていただくと共に、他の接続事業者からも具体的なご要望をいただければ、真摯に検討させていただく考えです。

また、メタル回線の需要は減少してきており、今後こうした傾向は続くものと考えていますが、現状で3,000万回線程度のメタル回線ユーザが存在していることを踏まえると、当面は相当程度のメタル回線が残るものと考えています。

(NTT東西)

○ 各社のご意見に賛同します。

実績原価方式に基づく接続料算定においては、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが働き難いことや、その結果として明らかに需要が減少傾向にあるサービスにおいて、それに見合うだけのコスト削減が行われておらず接続料の上昇に繋がっている事実から、NTT東西殿には更なる不断のコスト削減の実現と今後の接続料水準の見直し等の提示を行っていただくことが必要と考えます。

(イー・アクセス)

○ 今回申請された平成 26 年度接続料は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」の結論を踏まえた配賦の見直しが行われたことにより、NTT 東・西ともに前年度に比べ低減しています。

一方、加入光ファイバ接続料については、前述のとおりメタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しにより、本来のコストであれば今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、激変緩和措置を講ずることで、低廉化傾向が維持されている状況となっています。

ドライカッパ接続料を抑制するためには、本来、

<p>反映された結果、平成 25 年度接続料に対して減少しました。メタル検討会では加入電話や DSL サービスなどのメタル回線を利用したサービスの契約者が減少し FTTH 系、IP 系サービスへの移行が加速する一方で地方においては DSL が固定系ブロードバンドの唯一の選択肢である地域が相当の期間存在することにも配慮された適切な提言であったと理解しています。しかしながらメタル回線の加入者の減少が続く中で、メタル回線と加入光ファイバの接続料水準のコントロールは今後も重要な課題であることから、引き続き利用者の利便性確保を前提としてコスト負担の在り方について十分な議論と適宜適切なオペレーションが必要と考えます。</p> <p>(TOKAI)</p>	<p>NTT 東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ側へコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下「TOKAI」といいます。)殿の意見に賛同します。</p> <p>メタル検討会の提言により、ドライカップ等メタル回線に係る接続料については、コストの適正化が図られ、短期的には接続料の上昇抑止効果が見込まれます。しかしながら、長期的には需要の減少が続くメタル回線に係る接続料は上昇していくものと想定されることから、メタル回線と加入光ファイバの接続料水準をコントロールするため、利用者の利便性確保を前提としたコスト負担の在り方について早急に議論を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。</p> <p>今後のメタル回線のコストの在り方については、アクセス網の円滑な移行を進める上での重要な課題として議論される事を希望いたします。</p> <p>(TOKAI)</p>	
<p>意見16 NTT東西において、全てのエリアの電気料の増減率が予測可能となるような情報について、早期に開示すべき。また、節電施策のコスト削減効果及び近年の使用電力量の推移等を検証し、3～5年程度の電気料水準の見通しを開示すべき。</p>	<p>再意見16</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ ■コロケーション費用等 平成26年度適用の設備保管料におけるDC48V電気料の料金額は、NTT東西殿ともに大幅に上昇し</p>	<p>○ コロケーションに係るビル毎の電気料単価の開示については、H15年度より毎年開示しており、今年度についても2月に東京・神奈川エリア分を開示</p>	<p>○ コロケーション費用の予見性向上の観点から、NTT東西においては、引き続き、ビルごとの電気料単価について可能な限り早期に開示すること</p>

ております。電気料はコロケーション費用総額において約4割と占める割合が大きく、電気料の変動は接続事業者の事業計画に多大な影響を与えます。

平成24年以降、各電力会社は電気料の値上げを実施(一部は予定)し、今後も更にエリア全般的に上昇する見込みのため、接続事業者にとって予見性確保がより必要になっています。

NTT東西殿は一部のエリアだけでなく、全エリアの電気料支払額及び調整額等、電気料の増減率が予測可能となるような情報について、早期に開示すべきと考えます。

加えて、NTT東西殿においては、節電施策のコスト削減効果及び近年の使用電力量の推移等を検証し、3～5年程度の電気料水準の見通しを開示していただきたいと考えます。



(委員限り)

<電力会社の値上げ状況一覧>

電力会社	値上げ時期	企業向け
北海道電力	平成25年9月 (再値上げを検討中)	11.0%
東北電力	平成25年9月	15.24%
東京電力	平成24年4月	14.9%
中部電力	平成26年4月(予定)	8.44%
関西電力	平成25年5月	17.26%
四国電力	平成25年9月	14.72%
九州電力	平成25年4月	11.94%

(イー・アクセス)

した上で接続事業者向け説明会にてご説明し、その他エリアについても3月に開示を予定しているところです。

なお、ビル毎の電気料単価を開示するには算定対象である東日本エリア約2,100ビル分の直近の実績を把握し算定を実施する必要があり、この作業には一定の期間を要することから、現状の開示時期を前倒すことは困難であると考えます。

また、電気料水準の見通しに関する開示のご要望については、現在、政府において「エネルギー基本計画」の検討がなされ、再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働に向けた議論がなされている現状において、当社が使用する電気料の3～5年後の電気料水準を見通すことは困難な状況であり、同様に接続事業者へ見通しを開示することが困難である点についてご理解いただきたいと考えます。

(NTT東日本)

○ コロケーションに係るビル毎の電気料単価の開示については、H15年度より毎年開示しており、今年度についても2月に大阪・愛知エリア分を開示した上で接続事業者向け説明会にてご説明し、その他エリアについても3月に開示を予定しているところです。

なお、ビル毎の電気料単価を開示するには算定対象である西日本エリア約3,000ビル分の直近の実績を把握し算定を実施する必要があり、この作業には一定の期間を要することから、現状の開示時期を前倒すことは困難であると考えます。

また、電気料水準の見通しに関する開示のご要望については、現在、政府において「エネルギー基本計画」の検討がなされ、再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働に向けた議論がなされている現状において、当社が使用する電

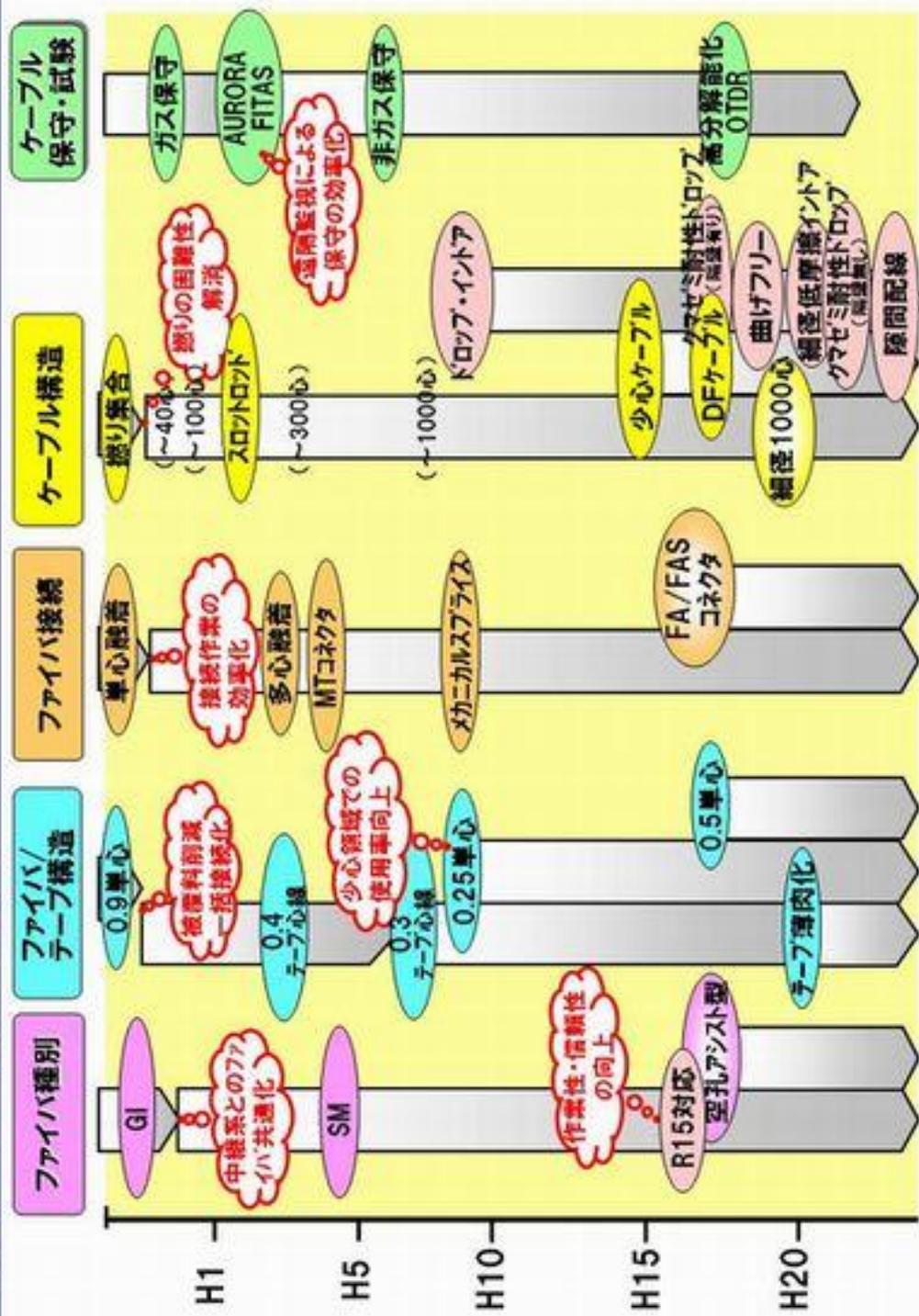
が適当である。

なお、電気料水準の見通しの開示については、「現在、政府において「エネルギー基本計画」の検討がなされ、再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働に向けた議論がなされている現状において、当社が使用する電気料の3～5年後の電気料水準を見通すことは困難な状況であり、同様に接続事業者へ見通しを開示することが困難である」とのNTT東西の考え方は一定の合理性が認められる。

	<p>電気料の3～5年後の電気料水準を見通すことは困難な状況であり、同様に接続事業者へ見通しを開示することが困難である点についてご理解いただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ イー・アクセス殿の意見に賛同します。</p> <p>電気料の上昇は、接続事業者の事業計画に多大な影響を与える要素です。外的要因等に影響を受けることから、予見性確保に資する情報は積極的に開示して頂きたいと考えます。</p> <p>また、電気料の単価について例年1月末から2月初旬に行われる接続料申請の後に開示されていますが、予見性向上の観点からタイミングを早めて頂き、10月から11月頃に速報値として開示頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見17 実際のコロケーションリソースの利用有無を適宜反映出来るような効率的な減設工事の実施や工数見直しを行い、コスト負担の適正性が確保されるよう電気料柔軟化スキームを検討すべき。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ ■電気料柔軟化スキームについて</p> <p>「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)」において、平成25年9月末時点におけるADSLサービスの契約数は、492.4万(前年12月末比▲14.2%)と大幅に減少しており、今後も超高速ブロードバンドへの移行及び移動体データ通信サービスの普及に伴い、減少傾向は加速するものと思われます。ADSLサービスを提供している接続事業者は、このような市場環境のなか、利用者利便性を担保しつつ事業継続するために、より一層のコスト削減を図る必要があり、利用者減少により収容効率が非効率となっているDSLAM装置等の円滑な設備撤去が最重要課題となってい</p>	<p>○ 撤去工事にかかる期間は更に長期化する虞がある、とのご指摘ですが、FTTHサービスを提供しつつも、接続事業者のご希望の日程で設備撤去はされており、現に撤去申込から撤去までの日数は短縮していることから、FTTHサービス等の普及に伴う新設工事によって、施工会社及び当社の稼働確保が困難となっているという事実や、撤去工事にかかる期間が長期化しているという事実はなく、したがって当該ご指摘はあたらないと考えます。</p> <p>また、イー・アクセスよりご要望いただいている新たな電気料柔軟化スキームについては、具体的な実施方法等について現在協議中であり、引き続き、真摯に対応させていただく考えです。</p>	<p>○ コロケーション設備に係る電気料については、情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進に向けた環境整備の在り方」(平成23年情通審第108号)において「コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い(「申込電力」の考え方)を柔軟化することが適当である」とされた。これを踏まえ、総務省よりNTT東西に対し、電気料の扱いの柔軟化の具体的な考え方に関する検討状況及び事業者間協議の状況について報告を要請した。その結果、NTT東西より、接続事業者からの</p>

<p>ます。</p> <p>今後はエリア全般的な利用者の減少傾向の加速に伴い、現状のパッケージ単位または単独の設備撤去だけでなく、エリア単位での大規模な設備撤去が見込まれます。しかしながら、FTTHサービス等の普及に伴う新設工事も並行して実施されているため、施工会社及びNTT東西殿の立会い等の稼働確保も困難な状況となり、撤去工事にかかる期間は更に長期化する虞があり、本来利用していない電気料を負担せざるを得ない状況となります。(これは、機器の仕様電流値で電気料金の負担を行っているため)</p> <p>コロケーション設備に係る電気料については、このような大量の設備撤去計画に関する課題も考慮したうえで、実際のコロケーションリソースの利用有無を適宜反映出来るような効率的な減設工事の実施や工数見直しを行い、コスト負担の適正性が確保されるよう電気料柔軟化スキームを検討することが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>(NTT東西)</p> <p>○ イー・アクセス殿の意見に賛同します。</p> <p>現在の運用では、利用しなくなった装置についても立会いが終わらなければ課金を停止できず、料金が発生し続けることとなっています。撤去等について立会いが必要となることは理解しておりますが、コロケーション費用のうち、電気や空調等の料金については、装置を利用しなくなった時点で課金を停止できる運用を検討頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>要望を踏まえ、DSL用装置及び特定のサービス用の中継系伝送装置については、契約電流値を超える電流が流れないことを担保するための条件が満たされることを前提として、電気料及び電力設備使用料の契約電流値を実際に利用するパッケージ数見合いの消費電流値に見直す措置を行った旨の報告がなされている。</p> <p>NTT東西においては、引き続き、接続事業者からの要望を踏まえ、コロケーション装置に係る電気料の扱いの柔軟化の方策について検討を行うことが適当である。</p>
---	--	--

光ケーブル技術の変遷



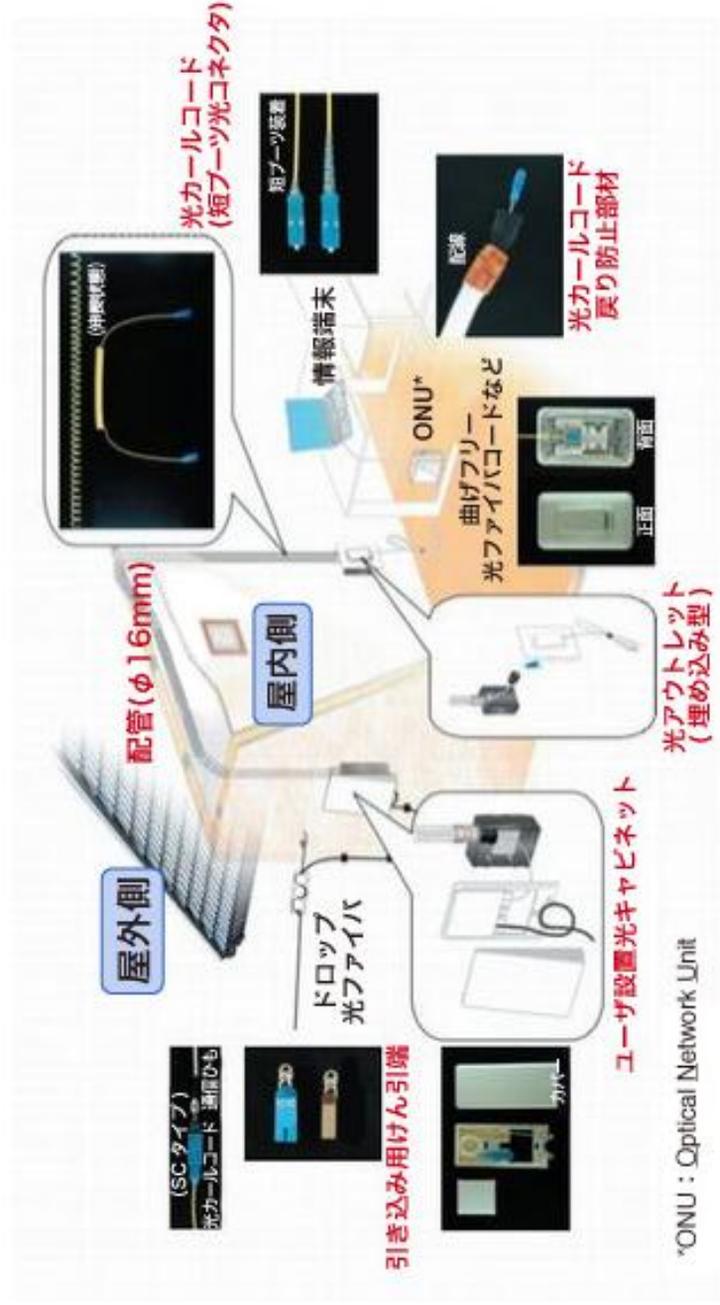
引用：NTTアクセスサービスシステム研究所 HP  
<http://www.anssl.ntt.co.jp/history/media/me01.html>

## 平成18年から導入

FTTHの短期間での大量開通には、住宅内光配線工事の作業効率向上が必須です。

住宅内光配線工事のスキルス化と工期短縮に向けて、光ケーブル、光コネクタ、配管通線用引込み索引端、および光アウトレット、宅内設置光キャビネットなどからなる、FTTH対応先行光配線キットを開発しました。

光配線用配管が整備されている住宅を対象に、このキットにより簡単に配線を行うことができます(図)。



放送の融合、TVに対する文化の変化につながると考えています。

また、NGNのもう1つの特徴としてセキュリティがあります。これにより情報漏洩や、「なりすまし」などが防止され、在宅での仕事により安心・安全になり、テレワークなどのサービスが広がっています。

◆**テレワークが広がってくれば、確かに介護をしている方や、小さな子どもを抱えている方、また高齢者の方などに働く環境を提供できそうですが、その一方で社会から疎外感を感じてしまう危険性はありませんか。**

確かに従事される方が疎外感を感じてしまうのではという懸念は分かります。この問題はNTTグループだけで解決できるものではありませんが、例えばテレワークに従事している方のソサエティをつくったり、自宅の近所に何人かでテレワークができるような場所をつくるといったようなアイデアで改善できるのではないでしょうか。政策としてテレワーク人口を増やしていくための支援も行われています。社会全体がテレワークの価値を認めれば、意識も変わってくると思いますが、また必要とする方も増えていくと思っています。

2010年は全国に拡大したNGNの成長期ともいえます。携帯を含めたブロードバンドネットワーク構築の目処もつ

とが大事だと思えます。

◆**なるほど。このような社会的課題解決へ向けての取り組みは分かりやすいですね。ところで、サービス提供のコストマネジメントについてはどのようなにお考えですか。**

中期経営戦略達成にも絡んでくる話ですが、設備系業務の生産性向上として、ネットワークの構築、保守・運用の両面でコスト削減、業務の効率化に取り組んでいます。中心となるのは技術開発の力によるコスト低減です。光サービスがここまで普及できたのは、コスト削減努力が実ったからだと思いますが、これに満足することなく、さらなる効率化、コスト削減につながる技術開発に期待しています。

また、各グループ会社で使用する物品の仕様を統一することで調達コストの低減を図る取り組みも行っています。

工事の効率化を進めるものとして、**曲げに強く、取り扱いやすい光ファイバの導入も効果をあげていますし、保守、運用の面ではネットワークを壊れにくく、簡単に直せるものにする取り組みも重要です。**

ネットワークを構築、運用していく仕事はNTTグループだけではなく、いろいろな方と協力して行っています。従来、自社に閉じた効率化の取り組みは行ってききましたが、これからは大きな意味で私どもの仕事に関連する他社も含

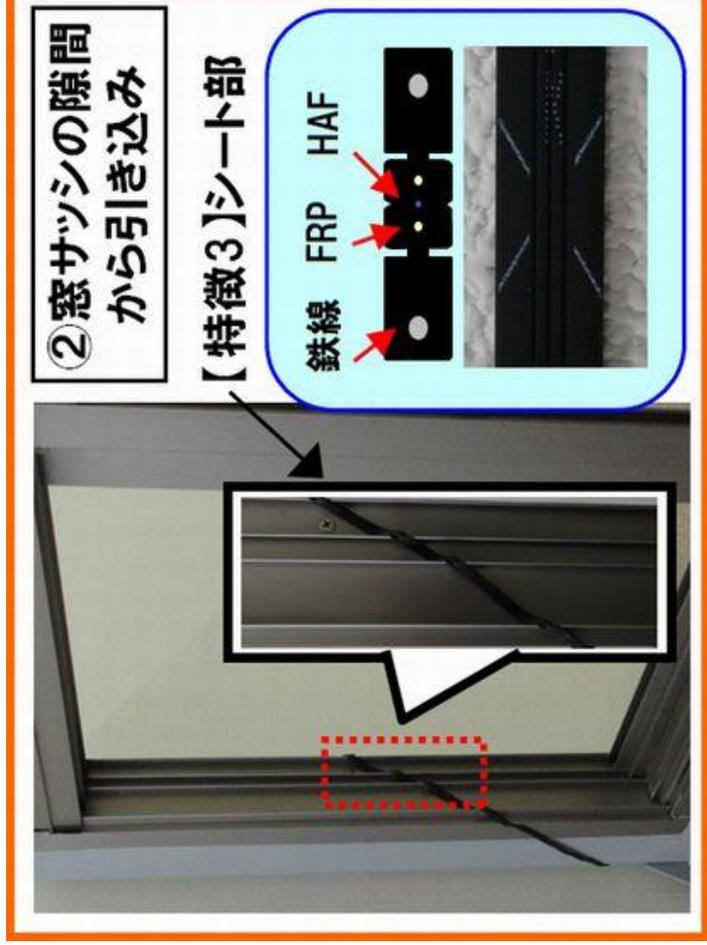
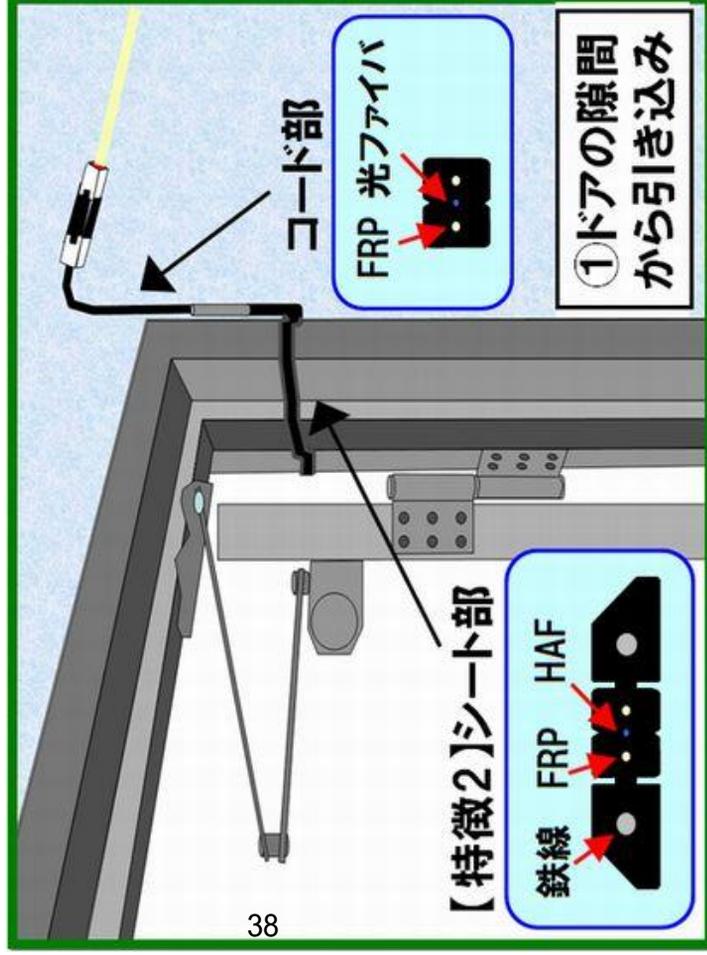
曲げに強く、取り扱い  
やすい光ファイバの導  
入で、工事の効率  
化に効果

# 隙間配線インドア光ケーブル

平成23年から導入

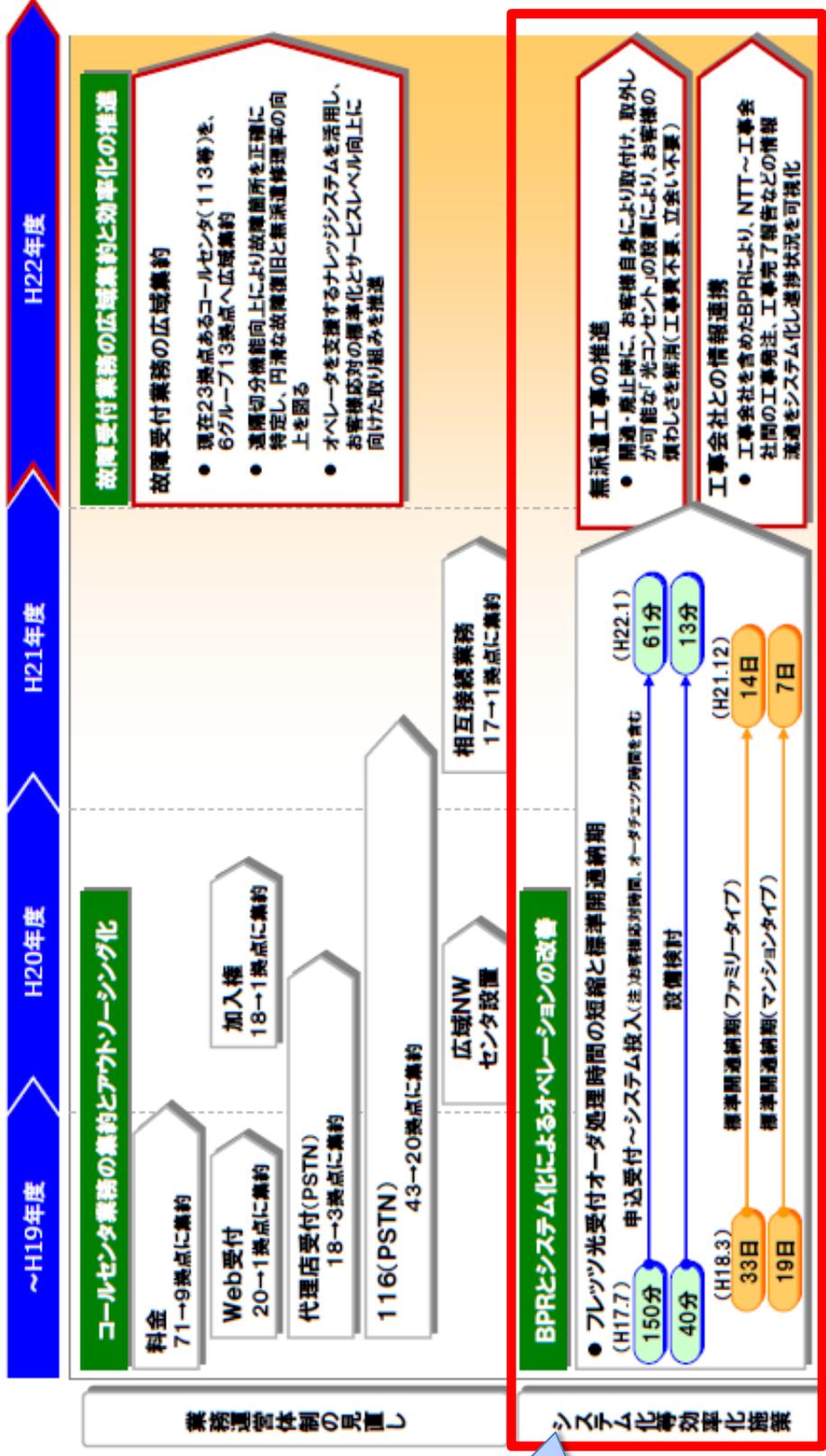
ドア隙間配線スペースを利用した配線と光ケーブル構造

窓サッシ隙間スペースを利用した配線と光ケーブル構造



# 作業時間の効率化の取り組み

## 7. 効率化の取り組み



普通5年も経てば、相当の効率化はなされていく。実際にフレッツ光ではオーダー処理時間は5年間で約6割程度改善している。



# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

## 2. 申請年月日

平成26年1月21日（火）

## 3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

## 4. 概要

実績原価方式を適用する平成26年度の接続料及び手数料等の改定等を行うもの。

## II 主な変更内容

### 接続料

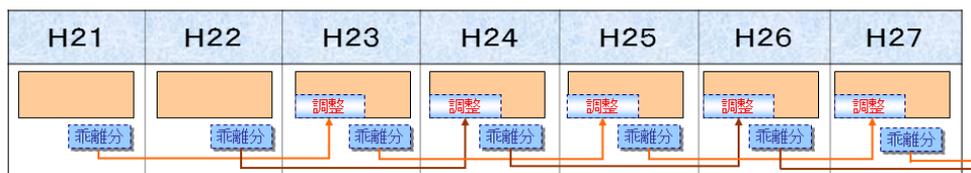
#### 1. 概要

##### (1) 全体の傾向

実績原価方式を適用する平成26年度の接続料(※)については、一部のIP系設備に係る接続料を除き、レガシー系設備に係る接続料は需要の減により値上がり傾向が継続している。「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」という。)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線における施設保全費等の配賦方法の見直しが行われた影響で、ドライカップ等メタル回線に係る接続料については、低減しているものの、後述する加入光ファイバの接続料の上昇を抑制するための激変緩和措置により、前年度に比べ微減となっている。

※ 平成26年度の接続料の算定に当たっては、平成24年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成26年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

##### 【参考】調整額のイメージ



##### (2) 平成24年度に計上された災害特別損失の扱い(NTT東日本のみ※)

本件申請においては、平成26年度接続料の算定に当たり、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成24年度に計上された災害特別損失(※1、2)のうち被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、昨年度と同様、当該災害特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。なお、NTT東西の原価を合算して接続料を算定している機能(一般番号ポータビリティ実現機能等)があることからNTT東日本だけではなくNTT西日本からも同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※2 NTT東日本が平成24年度に計上した東日本大震災に起因する災害特別損失:78億円

※3 第一種指定設備管理部門の費用として計上した災害特別損失:65億円

#### 2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカップ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

ドライカップの接続料について、平成26年度の接続料改定に際して、次の(1)～(3)の措置が行われている。

## **(1)メタル検討会の提言を踏まえた施設保全費等の配賦方法の見直し**

加入電話やDSLの契約者数の減少によりメタル回線の需要が減少し、レガシーサービスの接続料が上昇する懸念がある一方、DSLサービスについては、FTTHサービスの未提供地域では固定ブロードバンドサービスとして唯一の選択肢となっている場合もあることを背景として、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日）では、「メタル回線の接続料算定の在り方について、…、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当」とされた。

総務省では、この答申を踏まえ、平成24年11月から平成25年5月にメタル検討会を開催し、メタル回線の接続料算定の在り方について、更なる適正化及び予見可能性の向上に向け、コストの検証等を実施した。

その結果、メタル検討会の報告書では、電柱・土木設備に係る施設保全費等をメタル回線に係る接続料原価と光ファイバ回線に係る接続料原価に配賦する方法について、平成24年度接続会計において、メタル回線の利用者と光ファイバ回線の利用者の多寡に応じて適切に配賦されるよう、契約者数を基準とする方法に見直すことが適当と提言された。

この報告書を踏まえNTT東西における接続会計が見直された結果、ドライカッパの接続料は前年に比べ、低減することが見込まれたところ（NTT東日本：1,357円⇒1,287円（▲70円）、NTT西日本：1,391円⇒1,334円（▲57円））。

## **(2)施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和**

一方、メタル検討会の報告書では、施設保全費等の配賦方法見直しの実施は、メタル回線に係る接続料を低減させる効果がある一方で、加入光ファイバの接続料を大幅に上昇させる効果をもたらすことが想定されることから、配賦見直しの影響を受ける平成26年度及び平成27年度の接続料については、加入光ファイバ接続料が上昇する場合、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映するなど影響緩和措置を講ずることも併せて提言された。

加入光ファイバに係る接続料については、メタル検討会の報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、前年度より上昇することが見込まれる（資料2参照）。このため、①加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除し、②控除された額と同額をドライカッパ等の接続料原価に加算する激変緩和措置を講ずることとしている。なお、激変緩和措置を行うことについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

【参考】激変緩和措置によるドライカッパ接続料への影響額

	NTT東日本	NTT西日本
ドライカッパ（1回線あたり）	+49円	+41円

## **(3)平成23年度に計上された災害特別損失の扱い（NTT東日本のみ）**

平成25年度の帯域透過端末回線伝送機能（ドライカッパ）の接続料については、平成25年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（以下「情郵審答申」という。）において、「ドライカッパ接続料に係る災害特別損失相当分については、その一部を平成26年度のドライカッパ接続料原価に繰り延べて、平成25年度接続料の上昇を抑制することが適当」（※）との考え方が示された。このため、平成25年度のドライカッパ接続料については、接続料原価に算入される災害特別損失について、平成25年度接続料と平成26年度接続

料における災害特別損失の影響額が同程度となるよう、平成23年度に計上された災害特別損失の一部(30億円)を、平成26年度に繰り延べて算定された経緯がある。

本件申請においては、繰延べられた災害特別損失が平成26年度のドライカップ接続料原価に算入されている。

なお、繰延べられた平成23年度の災害特別損失を平成26年度のドライカップ接続料原価に算入するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

※ 情郵審答申において、「繰り延べ措置により回収が遅延される災害特別損失については、平成26年度接続料原価への算入に際し、他人資本利子率を用いた利息を加えることができることとすることが適当」との考え方が併せて示された。

### ■申請料金：一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)の接続料

	平成 26 年度		平成 25 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1,273 円	1,348 円	1,307 円	1,368 円
災害特別損失	+14 円	-	+21 円	-
調整額	▲16 円	▲14 円	+43 円	+23 円
災害特別損失繰延	+16 円	-	▲14 円	-
激変緩和措置を講じない場合の接続料	1,287 円	1,334 円	1,357 円	1,391 円
括弧内は前年度からの増減額	(▲70 円)	(▲57 円)		
激変緩和の影響	+49 円	+41 円	-	-
適用接続料※3	1,336 円	1,375 円	1,357 円	1,391 円
括弧内は前年度からの増減率	(▲1.5%)	(▲1.2%)	(+4.5%)	(+2.7%)
前年度からの増減額	▲21 円	▲16 円	+59 円	+37 円

【参考】

配賦見直しがなかった場合の接続料算定単価(試算値※4)	1,345 円	1,410 円	-	-
配賦見直し影響額	▲72 円	▲62 円	-	-

※1 接続料算定単価は震災特損及び調整額を含まない ※2 回線管理運営費を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理  
 ※4 配賦見直し後接続料単価をもとに試算

### ■申請料金：帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)

	平成 26 年度		平成 25 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	87 円	88 円	86 円	88 円
災害特別損失 (MDFに係るもの)	0 円	-	0	-
調整額	+7 円	0 円	+11 円	+8 円
適用接続料※3	94 円	88 円	97 円	96 円
括弧内は前年度比	(▲3.1%)	(▲8.3%)	(+10.2%)	(+7.9%)
前年度からの増減額	▲3 円	▲8 円	+9 円	+7 円

※1 接続料算定単価は震災特損及び調整額を含まない ※2 回線管理運営費を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

## 3. 公衆電話機能の接続料

公衆電話接続機能の接続料については、平成26年度の接続料改定に際して、次の(1)、(2)の措置が行われている。

### (1)特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成24年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コスト(※2)を負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

## ① 特設公衆電話に係る費用の負担方法

平成25年度には、NTT東西利用部門と接続事業者との間の応分の負担を確保するため、特設公衆電話に係る端末回線コスト等(※3)を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で、当該機能の接続料が設定された(※4)。

一方、平成25年度接続料に係る認可に際して、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成25年3月29日情郵審19号)では、「特設公衆電話に係る費用をNTT東西と接続事業者とで負担することは合理性が認められるものの、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討…することが適当」とされた。

答申を踏まえ、NTT東西が関係事業者と協議を行った結果、当該措置に替わる方法として、加入者交換機(GC)接続料として負担する方法、事業者が電気通信番号数案分により負担する方法等複数案が示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達し、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するという事で全事業者の意見が合致した。なお、この検討の経緯及び結果については、平成25年10月31日に、NTT東西から総務省に報告があり、併せてウェブサイト上で公表されている。

このため、本件申請においても、平成25年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で当該機能の接続料が算定されている(※5)。

なお、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することにより、公衆電話の利用者料金が値上がりするのではないかと懸念については、当該算入を理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることが審議会答申の趣旨に反していると事業者間で理解されており、それを総務省や利用者が確認することができるよう、NTT東西から利用者料金の水準に関する資料が報告・公表される予定になっている。

※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。予め避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成24年度末時点で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、17,544(NTT東:11,343 NTT西:6,201)台が設置されている。

※2 メタル加入者回線及びMDFに係る費用。

※3 端末回線コストのほか、NTSコストのうち線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用。

※4 当該措置については、接続料規則に規定がないため、申請に当たり、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※5 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

## ■申請料金：公衆電話発信機能の接続料(3分あたり単価)

	平成 26 年度		平成 25 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価	195.57 円	171.29 円	171.70 円	152.12 円
災害特別損失	+0.50 円	-	+1.68 円	-
調整額	+76.34 円	+57.15 円	+48.54 円	+43.86 円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	272.41 円	228.44 円	221.92 円	195.98 円
特設公衆電話費用※	+7.56 円	+3.27 円	+4.97 円	+1.71 円
<b>適用接続料</b>	<b>279.97 円</b>	<b>231.71 円</b>	<b>226.89 円</b>	<b>197.69 円</b>
括弧内は前年度比	(+23.4%)	(+17.2%)	(+40.1%)	(+19.2%)
前年度からの増減額	+53.08 円	+34.02 円	+64.96 円	+31.89 円

※ 特設公衆電話費用については災害特損を含む

## ■申請料金：デジタル公衆電話発信機能(3分あたり単価)

	平成 26 年度		平成 25 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価	123.88 円	166.81 円	110.12 円	142.78 円
災害特別損失	+0.25 円	-	+0.96 円	-
調整額	+40.82 円	+57.56 円	+28.29 円	+44.31 円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	164.95 円	224.37 円	139.37 円	187.09 円
特設公衆電話費用※1、2	+0.20 円	-	+0.09 円	-
<b>適用接続料</b>	<b>165.15 円</b>	<b>224.37 円</b>	<b>139.46 円</b>	<b>187.09 円</b>
括弧内は前年度比	(+18.4%)	(+19.9%)	(+37.2%)	(+18.1%)
前年度からの増減額	+25.69 円	+37.28 円	+37.81 円	+28.64 円

※1 特設公衆電話費用については災害特損を含む

※2 NTT西日本はデジタル公衆電話と同じ回線を使用する特設公衆電話はH25.3末時点では存在しない

## ② 特設公衆電話の事前設置の考え方

上記答申では、「NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当。」とされた。

この点についてNTT東西は、特設公衆電話の設置については、原則として、①国民保護法等に基づき指定された避難場所のうち、各市区町村から設置要望があった避難所、②大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設等のうち、地震帰宅困難者対策協議会等からの設置要望があり、かつ、NTT東西との設置協議が調った施設を対象に、施設収容人員100人当たり1台を基本として事前設置(※)を行うこととしている。なお、昨年10月31日に総務大臣に報告を行うとともに、ウェブサイト上で公表している。

※ 平成28年度末の設置見込みはNTT東日本で 24,500 箇所 50,000 台、NTT西日本で 15,000 箇所 34,000 台

## (2)大規模災害時の公衆電話通話料の無料化

大規模災害時の公衆電話の通話料については、阪神淡路大震災の際に常設の公衆電話の利用の増加に伴って硬貨収納箱が満杯となり硬貨が使えなくなるなど、利用に支障を来したことを踏まえ、NTT東西は災害等緊急時には必要に応じて常設の公衆電話の通話料を無料とすることとしている。例えば、NTT東日本は、東日本大震災が発生した平成22年度に、市内通信、離島特例通信、県内市外通信について数億円相当分を無料としている。

情報通信審議会答申「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」(平成24年3月1日)において、公衆電話の通話料無料化に係る損失の取扱いについて、「費用負担の在り方について、関係の電気通信事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえ、関係事業者間で協議が進められてきたところ、平成25年12月、①大規模災害時の公衆電話通話料を無料とすることを決定する主体を料金設定事業者とすること(※)、②無料化した通話に係る接続料について事業者間で相互に精算対象外とすることについて合意が行われたことから、本件申請では、必要な規定が接続約款に整備されている。

※利用者料金に関する措置であることから接続約款に規定はない。

## **4. 回線管理運営費**

回線管理運営費については、平成26年度の接続料改定に際して、(1)、(2)の措置が行われている。

### **(1)回線管理運営費の平準化**

本件申請では、ドライカップ、ラインシェアリング、加入光ファイバ、PHS基地局回線等の回線管理運営費について、機能ごとに設定するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の回線全体でそれぞれ回線管理運営費を設定している。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の機能について管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費が設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されているものであり、平成26年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。なお、回線管理運営費の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

### **(2)ファイル連携システム開発費の取扱い**

接続事業者からNTT東西に対するラインシェアリング等の接続申込みを管理するシステム(DSL受付システム)では、従来、接続事業者とNTT東西との間の情報授受はFAX又は電子メールで行われてきたが、平成24年度に、電子メール等の誤送信を防止しセキュリティを向上することを目的として、接続事業者とNTT東西との間で電子ファイルの授受を可能とするシステム(ファイル連携システム)が追加され運用が開始された。

一方、一部事業者から、当該システムについて「市場が縮退するサービスに係るシステム開発費用としては高額であり、過剰なセキュリティ対策である」等の意見が示され、当該システムが一部で利用されていない状況を踏まえ、本件申請では、当該システムの開発費用※について、次の理由から、回線管理運営費の原価から控除することとしている。

- ① 市場が縮退するサービスに係るシステムの開発費用としては規模が大きいものであること
- ② 接続事業者に事前の周知を行わずシステム開発を判断し、周知から運用開始までが短

期間であったこと

- ③ 当該システムを利用していない事業者もいること
- ④ ①～③の理由により、結果として最適な開発であったとは言えないこと。
- ⑤ 当該システムのもたらすセキュリティ向上効果に鑑み、全ての事業者において、当該システムの速やかな利用開始が重要であると考えていること

なお、ファイル連携システムの開発費を回線管理運営費の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

※ ファイル連携システムの開発費用 NTT東日本:4.1億円 NTT西日本:3.8億円

■ 申請料金: 回線管理運営費(平準化後)

	ラインシェアリング		ドライカップ・加入光ファイバ・PHS基地局回線	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成26年度回線管理運営費 (カッコ内は平成25年度回線管理運営費)	54円 (57円)	54円 (61円)	61円 (57円)	65円 (59円)
調整額	+4円	0円	+4円	▲1円
ファイル連携システム開発費 の控除による影響額	▲2円	▲3円	▲2円	▲3円

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの回線管理運営費単金(月額)

	ラインシェアリング		ドライカップ		加入光ファイバ		PHS基地局回線	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成26年度回線管理運営費 (カッコ内は平成25年度回線管理運営費)	51円 (52円)	51円 (55円)	41円 (42円)	40円 (44円)	125円 (146円)	179円 (184円)	63円 (62円)	43円 (44円)
調整額	+4円	0円	+4円	▲1円	+4円	▲1円	+3円	▲1円
ファイル連携システム開発費の 控除による影響額	▲2円	▲3円	▲2円	▲3円	▲1円	▲1円	▲1円	▲1円

## 【参考】各機能の主な接続料

### (1) 端末回線伝送機能

区分			単位 (月額)	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)※4			平成25年度接続料	
				NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
				特損算入後	特損算入前			
一般帯域透過端末伝送機能 〔ドライカッパ〕 ※1,2	回線管理運営費	1回線ごと	61円 (57円)	61円 (57円)	65円 (66円)	57円	59円	
	回線部分	1回線ごと	1,275円 (1,230円)	1,182円 (1,216円)	1,310円 (1,282円)	1,300円	1,332円	
特別帯域透過端末伝送機能 〔FTTR〕※1,2		1回線ごと	712円 (767円)	676円 (764円)	821円 (878円)	837円	918円	
帯域分割端末伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線管理運営費	1回線ごと	54円 (50円)	54円 (50円)	54円 (54円)	57円	61円	
	MDF部分	1回線ごと	40円 (37円)	40円 (37円)	34円 (34円)	40円	35円	
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※3	1Gb/s	1装置ごと	1,704円 (2,078円)	1,677円 (2,064円)	1,289円 (1,833円)	1,483円	1,720円	
通信路設定伝送機能を 組み合わされるもの ※1,2	2線式のもの	1回線ごと	1,209円 (1,182円)	1,136円 (1,168円)	1,273円 (1,237円)	1,250円	1,271円	
【参考】 光信号分岐端末回線の 加算料 ※1,4	キャビネットボックス を設置する場合	1回線ごと	275円 (306円)	273円 (305円)	306円 (339円)	273円	301円	
	光屋内配線と一体として 利用する場合	1回線ごと	272円 (301円)	270円 (300円)	303円 (335円)	261円	291円	
光屋内配線を利用する場合の加算額 ※2		1回線ごと	185円 (188円)	183円 (187円)	179円 (184円)	183円	179円	

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 調整前及び特損算入前の金額については施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和措置前の金額

※3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※4 平成26年度の光信号端末回線伝送機能等の設定を行うため別途接続約款の変更申請が行われている。

### (2) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)		平成25年度接続料
		特損算入後	特損算入前	
優先接続機能	1通信ごとに	0.0376円 (0.0283円)	0.0376円 (0.0283円)	0.0324円
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	9,500,000円 (9,500,000円)	9,500,000円 (9,500,000円)	9,250,000円

### (3) 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位 (月額)	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)			平成25年度接続料	
				NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
				特損算入後	特損算入前			
光信号電気信号変換機能 〔メディアコンバータ〕※	100Mb/s	非集線型 〈1MCタイプ〉	1回線ごと	265円 (323円)	261円 (321円)	76円 (263円)	182円	126円
	1Gb/s		1回線ごと	608円 (908円)	598円 (903円)	761円 (772円)	839円	315円
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕※	局内4分岐のもの		1回線ごと	169円 (337円)	164円 (334円)	203円 (363円)	261円	229円

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

#### (4) 中継伝送機能

区分	単位(月額)	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)			平成25年度接続料	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	0.764円 (0.863円)	0.726円 (0.844円)	0.775円 (0.923円)	0.743円	0.764円

#### (5) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分	単位 (月額)	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)			平成25年度接続料	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕	LANインタフェース 100Mbit/s	1	1	137,889円 (175,722円)	—	105,098円
	ATMインタフェース	1	1	136,899円 (146,167円)	140,382円	117,101円

#### (6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)			平成25年度接続料				
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本			
		特損算入後	特損算入前						
通信路設定伝送機能	一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一MA内の場合	1回線ごと	6,599円 (6,210円)	6,509円 (6,166円)	6,027円 (5,504円)	6,220円	4,636円
			上記以外の場合	1回線ごと	7,476円 (6,989円)	7,373円 (6,940円)	6,850円 (6,197円)	7,057円	5,218円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	110円 (110円)	110円 (110円)	60円 (60円)	100円	40円
	高速デジタル伝送 に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉 ※	64kb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	6,238円 (5,874円)	6,153円 (5,833円)	5,700円 (5,212円)	5,883円	4,392円
			上記以外の場合	1回線ごと	7,063円 (6,607円)	6,966円 (6,561円)	6,478円 (5,867円)	6,670円	4,942円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	100円 (100円)	100円 (100円)	60円 (60円)	90円	40円
	ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1.536Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	50,722円 (43,218円)	49,691円 (42,715円)	40,111円 (35,401円)	38,166円	25,380円
			上記以外の場合	1回線ごと	70,522円 (60,810円)	69,203円 (60,187円)	58,783円 (51,121円)	57,054円	38,580円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	2,400円 (2,400円)	2,400円 (2,400円)	1,440円 (1,440円)	2,160円	960円
ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	184,709円 (144,585円)	183,327円 (143,900円)	68,146円 (71,069円)	158,846円	51,170円	
		上記以外の場合	1回線ごと	197,825円 (154,441円)	196,252円 (153,661円)	76,797円 (78,576円)	166,114円	58,788円	
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	950円 (950円)	950円 (950円)	480円 (640円)	640円	640円	

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

#### (7) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)			平成25年度接続料		
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
		特損算入後	特損算入前				
データ伝送機能 〔メガデータネット〕	500kb/s 〈クラス1〉	1回線ごと	26,452円 (21,456円)	26,084円 (21,272円)	12,763円 (13,083円)	22,978円	11,500円
	6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉	1回線ごと	151,071円 (122,480円)	148,947円 (121,419円)	71,277円 (73,298円)	129,582円	63,514円
	10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉	1回線ごと	231,953円 (188,048円)	228,689円 (186,416円)	107,578円 (110,655円)	198,981円	97,443円

(8) 番号案内機能等

区分		単位	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)			平成25年度接続料		
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
			特損算入後	特損算入前				
番号案内サービス接続機能	中継交換機等接続	1案内ごと	121円 (101円)	121円 (101円)	103円 (89円)	95円	85円	
	端末回線線端等接続	加入電話から発信する場合	1案内ごと	125円 (104円)	125円 (104円)	106円 (92円)	98円	88円
		ひかり電話から発信する場合	1案内ごと	123円 (103円)	123円 (103円)	—	97円	—
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	—	5.41円 (5.56円)	—	4.68円	
番号情報データベース利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	—	—	0.11円 (3.95円)	—	3.46円	
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	—	—	5.53円 (5.66円)	—	4.99円	
番号案内先への通信実現機能		1通信ごと	46円 (60円)	46円 (60円)	17円 (40円)	121円	82円	

(9) 公衆電話機能

区分		単位	平成26年度接続料(カッコ内は調整前)			平成25年度接続料	
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
			特損算入後	特損算入前			
公衆電話発信機能		1秒ごと	1.5554円 (1.1304円)	1.5408円 (1.1274円)	1.2873円 (0.9695円)	1.2605円	1.0983円
デジタル公衆電話発信機能		1秒ごと	0.9175円 (0.6904円)	0.9111円 (0.6891円)	1.2465円 (0.9267円)	0.7748円	1.0394円

※ 調整前及び特損算入前の金額については施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和措置前の金額

# 工事費・手続費及びコロケーション料金等

NTT東西は、電気通信事業法第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則第23条の4で定める事項(工事費、手続費及びコロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務づけられている

## 1. 工事費・手続費の改定(主なもの)

平成26年度の工事費・手続費(※)については、年齢構成の変化等により労務費等が低減し、作業単金が低減したため、前年度に比べて微減となっている。

※工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている

### (1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	平成26年度単金			平成25年度単金	
	NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	特損算入後	特損算入前			
平日昼間・一人当たり・1時間ごとに	6,168円	6,165円	6,099円	6,170円	6,101円
平日夜間・一人当たり・1時間ごとに	7,111円	7,108円	7,023円	7,126円	7,034円
平日深夜・一人当たり・1時間ごとに	8,190円	8,186円	8,079円	8,216円	8,100円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごとに	7,381円	7,378円	7,286円	7,399円	7,301円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごとに	8,459円	8,455円	8,343円	8,489円	8,366円

### (2) 光屋内配線に係る工事費の改定

区分	単位	平成26年度料金額			平成25年度料金額		
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
		特損算入後	特損算入前				
光屋内配線工事費 ※1	光屋内配線を新設する場合	1工事ごとに	17,822円	17,815円	17,647円	17,958円	17,785円
	既設光屋内配線を転用する場合 ※2	1工事ごとに	9,327円	9,322円	8,883円	10,735円	9,467円

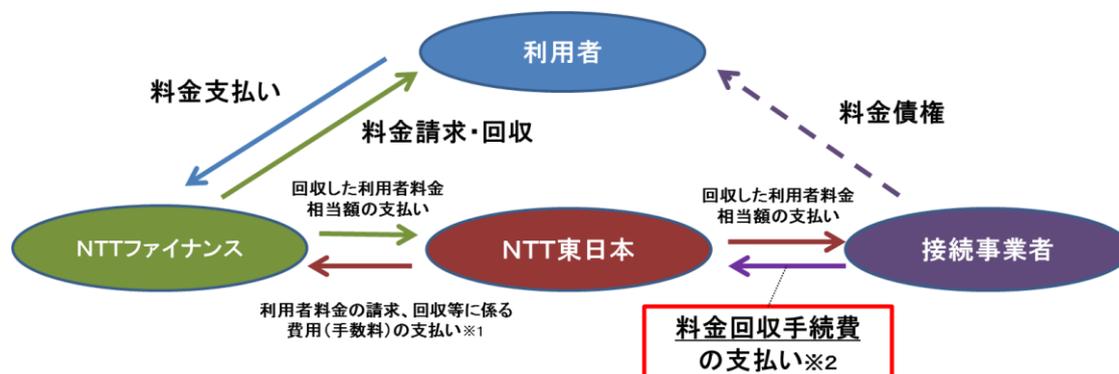
※1 工事の適用時間帯：平日昼間の場合。

※2 光コンセントを新設する場合であって、ONUの撤去に併せて既設光屋内配線工事を行う場合。

## 2. 料金回収手続費等

NTT東西が接続事業者の利用者料金の請求及び回収等を行う場合の手続費(※)(以下「料金回収手続費等」という。)については、平成25年度までは実績原価方式により算定されてきたが、平成24年7月にNTTグループの料金業務の一元化施策の一環として、NTT東西からNTTファイナンス株式会社へ料金債権が譲渡されたことに伴い、同社において料金請求・料金収納等に係るシステムの開発が行われた結果、当該システムの開発費用等の影響により、NTT東西がNTTファイナンス株式会社へ支払う手数料を含む料金回収手続費等の原価が前年度に比べ上昇することとなった。

- ※ NTT東西が料金の請求及び回収等を行う場合の手続費は具体的に以下の手続費が挙げられる
- 料金回収手続費：接続事業者が設定した利用者料金の通信ごとのデータ蓄積～回収をNTT東西が行う場合の手続費
  - 債権譲受手続費：接続事業者が行うこととされている利用者料金の通信ごとのデータ蓄積～収納について、接続事業者から債権をNTT東西に譲渡したうえで、NTT東西が行う場合の手続費
  - 料金請求回収代行手続費：接続事業者が行うこととされている利用者料金の請求～収納をNTT東西が代行する場合の手続費



※1 システム改修に係る費用も手数料に反映  
 ※2 NTT東西からNTTファイナンスに支払われる手数料の他、NTT東西にて行われる業務(通信データごとのデータ蓄積・料金計算等)に係る費用も手続費原価に算入

### 【参考】料金回収手続費の原価

	NTT東日本			NTT西日本		
	平成 24 年度	平成 23 年度	増減	平成 24 年度	平成 23 年度	増減
手続費原価	526 億円	449 億円	+77 億円	545 億円	463 億円	+82 億円
システム関連費用	108 億円	75 億円	+33 億円	95 億円	55 億円	+39 億円
その他※	418 億円	374 億円	+44 億円	450 億円	407 億円	+43 億円

※ その他の増加分は主に金融機関に支払う振込手数料の上昇による増加

このため、料金回収手続費等について、平成26年度改定においても、従前と同様に前々年度の費用及び需要に基づき設定する場合、システム開発等に伴う原価の上昇の影響により、前年度に比べ料金回収手続費等が急激に上昇することが見込まれている。

本件申請では、料金回収手続費等の急激な変動を緩和するため、平成26年度から平成30年度までの5年間について、各年度ごとの需要と費用を予測する将来原価方式を用いて料金回収手続費等が設定されている。平成26年度から平成30年度までの料金額は、料金業務の一元化等による効率化率を加味して算定されており、平成24年度実績に基づき算定した場合に比べ、概ね低廉な料金となっている。

## 【NTT東日本】

	区分※1	単位	平成26年度	平成25年度料金額	【参考】24年度実績に基づき算定した場合	
			～平成30年度料金額			
料金回収 手続費	請求～回収をNTT東日本が行う場合※2	1内訳項目ごと	26.12円	19.85円	30.91円	
		月額※3	0.17%	0.19%	0.24%	
	通信ごとのデータ蓄積～請求～回収をNTT東日本が行う場合※2	電話利用者料金が対象	月額※3	5.6%	4.4%	6.4%
			ひかり電話利用者料金が対象	1通信ごと	0.08円	0.22円
		1内訳項目ごと		28.12円	22.66円	34.04円
		月額※3	0.17%	0.19%	0.24%	
債権譲受 手続費	請求～回収をNTT東日本が行う場合※2	1内訳項目ごと	26.12円	19.85円	30.91円	
		月額※3	0.17%	0.19%	0.24%	
	通信ごとのデータ蓄積～請求～回収をNTT東日本が行う場合	月額※3	5.6%	4.4%	6.4%	
代行手続費	料金を請求回収	電話の利用者に料金請求を行う場合	1内訳項目ごと	39.76円	26.66円	39.58円

※1 業務内容は主に①通信ごとのデータ蓄積②料金計算③請求金額確定④請求⑤収納⑥回収に分かれている。

※2 それぞれの欄の料金額を組み合わせた額を手続費とする

※3 NTT東日本が請求する利用者料金額に、料金額欄に記載された係数を乗じた額を手続費とする

## 【NTT西日本】

	区分※1	単位	平成26年度	平成25年度料金額	(参考)24年度実績に基づき算定した場合	
			～平成30年度料金額			
料金回収 手続費	請求～回収をNTT西日本が行う場合※2	1内訳項目ごと	27.84円	24.52円	33.30円	
		月額※3	0.27%	0.21%	0.43%	
	通信ごとのデータ蓄積～請求～回収をNTT西日本が行う場合※2	電話利用者料金が対象	月額※3	5.7%	4.9%	6.8%
			ひかり電話利用者料金が対象	1通信ごと	0.09円	0.27円
		1内訳項目ごと		29.33円	26.74円	35.75円
		月額※3	0.27%	0.21%	0.43%	
債権譲受 手続費	請求～回収をNTT西日本が行う場合※2	1内訳項目ごと	27.84円	24.52円	33.30円	
		月額※3	0.27%	0.21%	0.43%	
	通信ごとのデータ蓄積～請求～回収をNTT西日本が行う場合	月額※3	5.7%	4.9%	6.8%	
代行手続費	料金を請求回収	電話の利用者に料金請求を行う場合	1内訳項目ごと	39.63円	29.52円	39.82円

※1 業務内容は主に①通信ごとのデータ蓄積②料金計算③請求金額確定④請求⑤収納⑥回収に分かれている。

※2 それぞれの欄の料金額を組み合わせた額を手続費とする

※3 NTT西日本が請求する利用者料金額に、料金額欄に記載された係数を乗じた額を手続費とする

## 3. 接続工事等の時刻指定に係る手続費

接続約款では、光信号端末回線(加入ダークファイバ)に係る接続工事等について、工事等を行う時刻を接続事業者が指定する際の手続費や工事費が設定されている。

本件申請では、一部事業者からの要望を踏まえ、接続工事等を行う時刻について、現行の接続約款で規定されている時間帯(平日昼間)以外の時間帯も指定することを可能とすると

もに、当該指定に係る手続費や工事費が設定されている。また、その他端末回線(専用線のアクセス回線のうち光ファイバに係るもの及びメガデータネットのアクセス回線に限る。)に係る接続工事等についても、接続工事等を行う時刻を接続事業者が指定することができるよう、接続約款の規定整備が行われている。

## (1) 手続費

	平日昼間 (8:30~17:00)	平日夜間 (5:00~8:30、 17:00~22:00)	平日深夜 (0:00~5:00 22:00~24:00)	土日祝日 昼間 (8:30~17:00)	土日祝日 夜間 (5:00~8:30、 17:00~22:00)	土日祝日 深夜 (0:00~5:00 22:00~24:00)
NTT東日本	7,883円	13,817円	21,843円	9,433円	14,341円	22,560円
NTT西日本	6,788円	16,300円	26,927円	8,109円	16,911円	27,807円

※下線は今回新たに設定した手続費

※手続費は、指定された時刻から作業を開始するための事前の準備時間に、再出社・再帰宅に要する時間を加えた(夜間及び深夜の時間帯の手続費の算定に限る)時間に、本件申請で申請されている作業単金を乗じて算定。

※なお、本手続費の算定に係る作業時間については、実績を把握の上、見直しを実施する。

## (2) 工事費(主なもの)

### 【NTT東日本】

	平日昼間 (9:00~16:00)	平日夜間 (6:00~8:00、 17:00~21:00)	平日深夜 (22:00~5:00)	土日祝日 昼間 (9:00~16:00)	土日祝日 夜間 (6:00~8:00、 17:00~21:00)	土日祝日 深夜 (22:00~5:00)
光屋内配線を設置する場合	17,822円	20,149円	22,811円	20,815円	20,815円	23,474円
光屋内配線工事費	既に設置されたNTT東日本の光屋内配線を転用する場合	10,625円	11,520円	11,777円	11,777円	12,801円
	新たに光コンセントを利用する場合	9,327円	10,065円	10,910円	10,276円	11,120円
光信号分岐端末回線接続工事費	4,307円	4,906円	5,590円	5,078円	5,078円	5,761円
光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	1,575円	1,677円	1,794円	1,706円	1,706円	1,823円
光信号分岐端末回線設置等加算工事費	-	1,115円	2,386円	1,433円	1,433円	2,704円

※光屋内配線工事費は現在接続約款に規定されている本工事費(平日昼間)の算定に用いられている作業時間に、本件申請で申請されている作業単金を乗じて算定。

※ 光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費は工事実費に基づき算定

※下線は今回新たに設定した工事費

### 【NTT西日本】

	平日昼間 (8:00~17:00)	平日夜間 (5:00~8:00、 17:00~22:00)	平日深夜 (22:00~5:00)	土日祝日 昼間 (8:00~17:00)	土日祝日 夜間 (5:00~8:00、 17:00~22:00)	土日祝日 深夜 (22:00~5:00)
光屋内配線を設置する場合	17,647円	19,927円	22,532円	20,576円	20,576円	23,183円
光屋内配線工事費	既に設置されたNTT西日本の光屋内配線を転用する場合※	10,070円	10,948円	11,198円	11,198円	12,202円
	新たに光コンセントを利用する場合	10,920円	11,952円	13,131円	12,245円	13,426円
光信号分岐端末回線接続工事費	4,322円	4,862円	5,479円	5,017円	5,017円	5,633円
光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	1,445円	1,534円	1,635円	1,559円	1,559円	1,660円
光信号分岐端末回線設置等加算工事費	-	1,016円	2,177円	1,307円	1,307円	2,466円

※光屋内配線工事費は現在接続約款に規定されている本工事費(平日昼間)の算定に用いられている作業時間に、本件申請で申請されている作業単金を乗じて算定。

※ 光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費は工事実費に基づき算定

※NTT西日本のONU撤去とは別に光屋内配線工事を行う場合  
※下線は今回新たに設定した工事費

## 【参考】主な工事費・手続費等

### 1. 管路・とう道等の料金の改定

#### (1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位	平成26年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)			平成25年度適用平均料金	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
管路	年額/条・m	213円 (222円)	198円 (214円)	164円 (189円)	216円	185円
とう道	年額/m	42,281円 (43,678円)	39,266円 (42,035円)	34,104円 (39,130円)	41,999円	37,870円
土地	年額/m <sup>2</sup>	1,022円 (1,102円)	1,022円 (1,101円)	753円 (737円)	1,031円	718円
建物	年額/m <sup>2</sup>	34,358円 (33,743円)	34,194円 (33,661円)	22,623円 (21,890円)	35,273円	21,794円

#### (2) 電柱使用料の改定

区分	単位	平成26年度適用料金 (カッコ内は調整前)			平成25年度適用料金	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
電柱使用料	年額/1使用箇所	748円 (836円)	737円 (826円)	749円 (826円)	883円	847円

### 2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握出来ない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)したうえで、設備管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額＝物品費＋取付費(物品費×取付費比率)＋諸掛費((物品費＋取付費)×諸掛費比率)  
 ＋共通割掛費((物品費＋取付費＋諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費＝保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)  
 ＋減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

### (1) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		平成 26 年度適用値			平成 25 年度適用値	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
取付費比率 ※	交換機械設備	-	0.258	0.301	0.261	0.312
	電力設備	-	0.871	0.873	0.855	0.931
	伝送機械設備	-	0.156	0.235	0.159	0.196
	無線機械設備	-	0.064	0.168	0.174	0.306
諸掛費比率 ※	土地及び通信用建物	-	0.073	0.082	0.105	0.061
	土地及び通信用建物以外	-	0.006	0.004	0.005	0.004
共通割掛費比率 ※		-	0.068	0.044	0.052	0.047

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はないもの。

### (2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 26 年度適用値			平成 25 年度適用値	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
設備管理運営費比率 ※	端末回線伝送機能	0.039	0.038	0.038	0.043	0.042
	端末系交換機能	0.051	0.050	0.045	0.049	0.045
	中継系交換機能	0.055	0.055	0.044	0.058	0.051
	中継伝送機能	0.036	0.035	0.035	0.036	0.038
	通信料対応設備合計	0.049	0.048	0.044	0.048	0.044
	データ系設備合計	0.101	0.101	0.083	0.099	0.083

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

### (3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 26 年度適用値			平成 25 年度適用値	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
取付費比率 ※	受電設備	-	1.308	1.095	1.362	1.150
	発電設備	-	0.677	0.677	0.590	0.798
	電源設備及び蓄電池設備	-	0.904	0.871	0.864	0.937
	空気調整設備	-	1.610	1.980	1.615	1.957
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.047	0.047	0.038	0.051	0.039

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はないもの。

# 審査結果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	適	施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	適	N T T 東西及び N T T 東西の指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	適	電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていると認められる。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	適	他事業者が接続に必要な装置を N T T 東西の通信用建物、管路、とう道及び電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して	適	他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適

<p>当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)オ)</p>		<p>正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)オ)</p>	<p>適</p>	<p>N T T 東西及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)オ)</p>	<p>適</p>	<p>法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)オ)</p>	<p>適</p>	<p>他事業者が接続に関して行う請求において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)オ)</p>	<p>—</p>	<p>該当事項なし。</p>
<p>13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)オ)</p>	<p>—</p>	<p>該当事項なし。</p>
<p>14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)オ)</p>	<p>—</p>	<p>該当事項なし。</p>
<p>15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)オ)</p>	<p>—</p>	<p>該当事項なし。</p>
<p>16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))</p>	<p>適</p>	<p>本件は、接続料規則第 21 条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、災害特別損失の扱い、特設公衆電話に係る費用の扱い、施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和措置及びファイル連携システム開発費の扱いについてはそれぞれ別記 1～別記 4 のとおり。</p>

17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

## 1. 東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いについて

本件申請においては、接続料の算定に当たり、平成24年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失(※1)のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※2)を接続料原価に算入する措置がとられている。当該措置については、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

こうした措置については、平成24年度接続料改定及び平成25年度接続料改定においても同様の許可申請が行われ、情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから認可した経緯がある。

本件申請において接続料原価に算入されている災害特別損失については、NTT東西よりその内訳が示されている。当該特別損失は、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るものと認められ、原価に算入された災害特別損失は、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

※1 NTT東日本が平成24年度に計上した東日本大震災に起因する災害特別損失:78億円

※2 第一種指定設備管理部門の費用として計上された災害特別損失:65億円

## 2. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

本件申請においては、公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用(※)を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入する措置がとられている。当該措置については、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

特設公衆電話に係る負担方法の在り方については、

- (1) (平時にも発生する)特設公衆電話に係る費用を、需要(災害時等に発生するトラヒック)で除して特設公衆電話に係る接続料を設定する考え方もあるが、その場合、災害時等に、それまで長年に渡り積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあるため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること
- (2) 特設公衆電話は、災害時等にもみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること
- (3) 平成25年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東西が

関係事業者間と協議を行った結果、

- ① 特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる複数案が示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するという事で全事業者の意見が合致したこと
- ② また、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することにより、公衆電話の利用者料金が値上がりするのではないかとの懸念については、当該算入を理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることが審議会答申の趣旨に反していると事業者間で理解されており、透明性等を確保する観点から、NTT東西から利用者料金の水準に関する資料が報告・公表される予定になっていること

から、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置について一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

※ 端末回線コスト（メタル加入者回線及びMDFに係る費用）及びNTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用。

### 3. 施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和措置について

メタル検討会の報告書では、施設保全費等の配賦方法見直しの実施は、メタル回線に係る接続料を低減させる効果がある一方で、加入光ファイバの接続料を大幅に上昇させる効果をもたらすことが想定されることから、配賦見直しの影響を受ける平成26年度及び平成27年度の接続料については、加入光ファイバ接続料が上昇する場合、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映するなど影響緩和措置を講ずることが提言された。

別途申請されているように、加入光ファイバに係る接続料については、メタル検討会の報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、前年度より上昇することが見込まれたため（資料2参照）、激変緩和措置（①加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除し、②控除された額と同額をドライカップ等の接続料原価に加算）を講ずることとしている。なお、激変緩和措置を行うことについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

こうした措置のうち、まず、加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除する措置については、平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の審査結果（資料52-3参照）において、①今回算定された加入光ファイバ接続料水準が平成25年度と比較して上昇しているか否か、②激変緩和措置の範囲が配賦方法の見直しに範囲内であるか否か、③平成26年度から平成28年度までの接続料を年度ごとに低廉化するよう激変緩和措置を行うことが妥当であるか否かという観点から検討した結果、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当としている。

次に、上記の控除額をドライカップ等の接続料原価に加える措置については、メタル検討会の提言を踏まえ、激変緩和措置に伴う控除額と同額をドライカップ等の接続料原価に加えるものであり、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

### 4. ファイル連携システム開発費の扱い

DSL受付システムのファイル連携システムについては、一部事業者から、「市場が縮退するサービスに係るシステム開発費用としては高額であり、過剰なセキュリティ対策である」等の意見が示され、当該システムが一部で利用されていない状況を踏まえ、本件申請では、当該システムの開発費を、回線管理運営費の原価から控除する措置がとられている。当該措置については、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

こうした措置を講ずる理由として、費用負担の協議が継続し、一部事業者に当該システムが利用されない状況が続くよりも、関係する全事業者が本システムを利用し、速やかにセキュリティ向上を図ることが望ましいこと等が挙げられており、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。